

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第6号 平成30年度光市簡易水道特別会計歳入歳出決算について

説 明：宮崎水道局次長兼業務課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

給水量が2,433m³ということなのですが、新しい牛島の水道装置を引いた結果としてどうもあんまり芳しくなかったような気がするんですが、もともと水はあったのに、それを新しい水源を求めてやったことの結果がえらい大きな負担になったような気がするわけですが、これから先ずっと維持費だけはついてまわるわけですね。しかも、拒否できるようなものは1つもない。それだから一般会計にというような話も当然出てくるわけですが、総括をしてどうなんですかね。恐らく、何年になるんですかね、15年か20年ぐらいになりますか、簡易水道に取り組んで。

○福島水道事業管理者

牛島簡易水道は平成11年に供用開始いたしております。もともと水源があった訳ですが、井戸で塩素イオンが非常に高いという水であったわけです。牛島地区の住民の願望でもありました。そういう形の中で水源を開発して簡易水道という施設をつくったわけですが、当初、その水源にヒ素が出たということで、ヒ素を除去しなきゃいけないという形の中での施設でございました。

しかしながら、実際つくってみますと、塩素イオンが非常に高くなったということで、牛島簡易水道の費用がかかるというのは、塩素イオンが含まれておりますからそれを除去しなきゃいけないということで非常に高い施設になっておるわけでございます。当初は、牛島の人口は130人から140人ぐらいだったわけですので、100人以上は簡易水道ということでスタートしたわけですが、現在は非常にもう60人程度という形になっております。給水戸数は54戸でそこそこあるわけですが、住んでいる住民はもっと少ないんじゃないだろうかというふうに考えております。

そういう形の中で、水道局としては、事務委任ということで維持管理を任せられたわけですが、今後、島民の人口がどんどん減っていく、有収水量が落ち込むということになれば、水道局としてもいろいろな技術協力的なアドバイス、提案というのは今後もしていきたいなとは思っております。

ただし、今ある施設の形の中、当分の間は維持していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

生命が第一ですから、継続する以外ありませんので、ぜひ極力、事務費も最小限度に

抑えていただいて、全部を入れたって40万円ちょっとしかない。しかも、今、住民票登録は三十何人だったのですが、実際に入院とかそういったものからすると半分程度なので、そのあたりについては御配慮いただいて、続けていただいたらと思います。

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成30年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：山根福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

説明いただきまして、ありがとうございます。

資料は主要施策の成果についてという資料の中で、まず、62ページのところに、民生委員・児童委員の活動状況という形で御報告いただいておりますが、それぞれの地区におきまして民生委員の方は大変御苦労されて活動いただいておりますが、その支援として、場合によっては、福祉員等もまた補佐するような役割をしているところもあると思うんですけれども、このあたり、民生委員の活動の実態を捉えるということで、どのように捉えておられるのかお聞かせ願えたらと思います。

○山根福祉総務課長

民生委員と福祉員の関係について御質問を頂戴いたしました。

民生委員は、厚生労働省からの委嘱により、担当地区内において、あらゆる生活上の相談に応じる身近な相談相手として地域で活動をされており、複数の自治会にまたがり設置されております。

福祉員につきましては、市社協及び地区社協からの委嘱により、おおむね自治会単位で設置されておまして、その活動は、地区社会福祉協議会、地区社協活動のお手伝いのほか、ひとり暮らし高齢者の見守り活動や地域の困り事のアンテナ役、民生委員や自治会長などの関係機関につなげる役目であったり、御近所周りを中心とした活動をされていらっしゃるというふうなところで整理をしておるものでございます。日ごろから民生委員と連携しながら地域の見守り活動を実施していただいておりますというふうにご認識しております。

以上でございます。

○畠堀委員

地域の見守りという意味では、民生委員の方の補佐というような位置づけになるのかなというようなところも見たんですけど、そのあたりのところの位置づけってどうなるんですか。全く別個のものでというような活動をしているのか、民生委員のもとに地域の見守り活動を支援して一緒にやっているのか、そのあたりのことがちょっとわかりづらいんですけど、考え方としてはどのように整理したらよろしいですか。

○山根福祉総務課長

本当に御協力いただいておりますというところでございます。

○畠堀委員

わかりました。いずれにしても、民生委員の方は大変業務も増えてきているし、人口構成からしてもますます大変になってくるんじゃないかと思います。そうした活動を福祉員等で補佐して、きちんと地域の中で福祉活動を維持・充実していくということは大事だと思いますので、民生委員の仕事についてはここで記載していただいておりますけれども、そうした連携も含めて、地域での福祉活動の維持・充実に向けて今後とも積極的に取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、次に、同じく主要施策の成果についてということで、63ページに書いておられますけれども、社会福祉法人等の指導監査事業ということで、ちょっとまたがるのかもしれませんが、この部分の指導監査結果ということで毎年の件数等が掲げられておりますが、30年度のところについて、どのような指摘なり指導があったのか、指摘できる内容があれば教えていただけたらと思います。

○山根福祉総務課長

指導監査に係る指導監査結果の部分についての御質問を頂戴いたしました。主には、今回、行政指導といいますか、指導監査で行政指導、口頭指導が4件、文書指摘が2件ございましたけれども、主には、定款に定める評議員や評議員会、理事、監事、理事会に関する事など、組織運営に関するもので、選任方法が不適切なものや欠格事由の確認が不十分なもの、あと招集手続の不備などというところで指摘をさせていただいております。

○畠堀委員

わかりました。特に、例年発生しておりますけれども、同じ施設、事業所ではずっと継続してということではないというふうに考えてよろしいですかね。

○山根福祉総務課長

文書指摘につきましては、29年度で2件文書指摘をさせていただいておりますが、30年度、同じ法人さんに確認監査という形でお伺いをさせていただいて、全てが改善されていなかったものですから、また引き続きということでの指摘をさせていただいております。

○畠堀委員

どこの施設かは聞きませんが、同じことが2回、2年続けてあったようなことで今御報告いただきましたので、そのあたりの指導については次年度に向けて、次年度といいますか、今年度も行っておりますけれども、的確な対応をお願いしておきたいというふうに思います。

それから、次に、もう1件、同じく資料の79ページの三島温泉の健康交流施設運営費のことですけれども、先ほど、決算説明の中で、豪雨の被災者の方への入浴料の補助に

については説明があったんですけれども、ここに記載されております大島の方への支援と
いいますか、入浴料の補助については、これは光市のほうで拠出しているというふうに
考えてよろしいんですかね。先ほどの金額の中にこれが入っていたんですかね。

○山根福祉総務課長

入っております、それも含めてということで。（発言する者あり）

○都野福祉保健部長

ただいまの委員さんからの御質問で、7月の豪雨災害のときに3日間無料開放した経
費の半分、2分の1が24万7,000円ということでございまして、大島郡の大島大橋、こ
の事故については指定管理者が自主的に大島町民の方に無料入浴をしていただいたとい
うことで、市からの補助は行っておりません。

○畠堀委員

わかりました。この記載を見たときに、どっちも平日と書いてあったので、光市が面
倒を見ていただいたのかなというふうに思いましたけれども、そのあたりは誤解のない
ように、特に指定管理者のほうでずっと御配慮をいただいてやっていることについては
正確に記したほうがいいかなというふうに思います。

すみません、それに続いて、入浴者数の状況を見てみますと、決して低いわけではな
いんですけれども、どうしても経年してきてじり貧の傾向が出てきておりますが、この
あたり、まだ滞納の状態ではないと思いますけれども、何か所管部分としてお考えなり
評価しているようなことがございましたら教えていただけたらと思います。

○山根福祉総務課長

利用者数のことで御質問を頂戴いたしました。29年度比で2,194人の減少となっております
ますが、7月の豪雨や台風、工事等による休業により、営業日が前年度より4日少なくな
っているため、実質は微減であるという認識をしております。

また、当初の入浴者の目標が年間7万人でございました。平成30年度も引き続き10万
人を超える入浴者を維持することができております。

また、7月豪雨や周防大島での断水による無料入浴の実施により、住民の皆様に安ら
ぎを提供することができたことから、指定管理による管理運営もおおむね良好というふ
うに考えておりますが、今後も多くの方に利用される施設として、引き続き施設の設置
に即した利用の拡大を検討すること、安定した運営を維持するための設備の営繕におい
ては、営業に対する影響を最小限にするよう円滑に実施すること並びに地域との連携を
密にした運営を行うことの3点について、指定管理者、私ども市、あと地域の3者で連
携して対応してまいりたいと考えております。

○畠堀委員

指定管理者のいろんな努力によって利用者も多いということについては評価しており

ますし、7万人目標が10万人を超えているということはすばらしいことだと思います。ただ、若干減ってきているということも事実でございますので、よりよいものを維持していくという観点から、いろんな意味で市のほうの所管のほうのコーディネートなり、いろんな情報提供等も含めて、高い水準での維持をよろしく願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○磯部委員

1点だけ確認をさせていただきたいんですけども、先ほど、民生委員、児童委員の活動についての御指摘で、ある一定の理解はいたしましたけれども、もう少し、この表だけではなかなか見えないところもございまして、男女比とか年齢構成なんかもどうなのかなという思いもあるんですが、これから高齢者が増える中で、非常に高齢の方が、65歳とか少し若い方の見守りとか、いろんな意味で当局としては課題というものをお持ちだと思います。今の30年度決算ということで、今までの状況も含めた課題について、今後、122人という人選も県内ではなかなか不足しているという地域も結構あると思います。にもかかわらず、光市はきちんとこういったものを整理させていただいているというのは非常にありがたいことではございますが、負担の増加も含めた意味で、大きな意味で課題というものを何点かお調べだと思いますので、そこを御指摘ください。お願いします。

○山根福祉総務課長

課題ということで御質問を頂戴いたしました。県内どこも、光市もなかなか難しいところなんですけど、なり手不足というところが大きな課題となっております。県内で充足していない市、13市中9市が100%達成していない状況でございます。その中で光市は、何とか皆様方の御協力で100%達成しておるところでございます。

なかなか民生委員さんの御負担が大きいというところがございまして、市内を6地区の民生委員児童委員協議会、地区民児協という形で市内を6地区に分けておるんですが、各地区で毎月1回、会議を持って情報共有しながら、対象者の平準化であったり、中には、体調不良等で活動が困難な場合は近隣の民生委員さんが分担して引き受けるというふうなことでの協力体制を敷いていただいております。

あと、課題的なものであれば、直接負担軽減策ということではありませんが、例えば、高齢者福祉保健実態調査という、いわゆる、ひとねた調査というちょっと手間のかかる調査があるんですけども、そちらの調査対象年齢を実態に即したものに引き上げていこうというような検討を進めておるところでございます。そういったところでございます。

あと、冒頭に男女比というお話もございましたが、現時点、平成30年度末の時点での男女比でございますが、民生委員さんが男性が63名、女性が47名、主任児童委員さんが男性が1名、女性が11名ですので、それぞれ合計したものでいいますと、男性が64名、女性が58名、ほぼ半々、県からも男女比半々でというふうな話があるんですけども、

おおむね半々で推移しているところでございます。

私からは以上でございます。

○磯部委員

いろいろの現状の分析とか、そういうものをなさっているというふうに思います。結構、高齢な方が長年、本当に一生懸命いろいろ御苦勞をされてやっけていらっしやる。とても活動も私どももよく理解しておりますけれども、今後、そのあたりの分析も含めて、今おっしゃったような検討課題を少しでも次につなげていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○森戸委員

主要施策の成果の79ページの憩いの家運営費のところなんですが、憩いの家から。

○委員長

森戸委員、これは後から出るはずですが、憩いの家は。

○森戸委員

ですかね。

いや、三島温泉に憩いの家から来ている人数がわかります。聞くのは実質は三島温泉なので。どっちで聞いてもいいんだけど。どれだけ入浴者数に反映されているのか。後で聞いたほうがいいですか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

憩いの家からゆーぱーく、三島温泉に行かれています方ということでお尋ねですが、高齢者の福祉送迎事業で通われた方の数字ということで御回答させていただきますけれども、主要施策の76ページをお願いいたします。

下から2番目の表の一番右側、高齢者福祉送迎事業ということで延べ199名の方が憩いの家と、一部、大和コミュニティセンターもございますけれども、こちらのほうから三島温泉のほうに送迎をいたしております。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。予算もそっち側のほうに上がっているのでも聞きませんが、三島に上がっているのかなと思ったらそうではなかったのでも。

先ほど、三島温泉では災害の影響もあって微減だというようなことだったんですが、実質、指定管理をされているセイカスポーツは採算はとれているんですかね。その辺のところはこの表からはわからないんですけど。

○山根福祉総務課長

平準化すれば採算はとれておるんじゃないかというふうに認識しております。

○森戸委員

大体それは客数でいうとどのぐらいで、分岐点というんですかね、その辺は何かわかるんですか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

すみません、分岐点についてはちょっと、経営状況等にもかかわりますので、明確なお答えは難しいんですけれども、採算につきましては、三島温泉につきましては昨年度は若干の赤字であったというふうに認識しております。空調設備の関係とかでちょっと費用がかかったりとかしていたので、100万円程度の赤字であったというふうに認識しております。

以上でございます。

○森戸委員

今、指定管理は去年でしたっけ、契約しかえたのは。去年でしたかね。わかりました。それと、設備に関しては、負担の部分は50ぐらいからでしたっけ。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

リスク分担のほうで。

○森戸委員

うん。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

20万円で、それ以上にかかったものは市の方で負担ということになっております。

○森戸委員

わかりました。そうですね。大きなものは当然市の負担ということで、施設自体も平成24年10月にオープンしたということで、10年までは行きませんが、そろそろいろんなところが傷み出していて、修繕も今回やられていましたよね。ですから、あとは赤字にならないようにどうここを指定管理として運営してもらおうかというところが一番のポイントだと思いますので、私は10万人来ましたよというふうに、たくさん来ていますよというような表現ではなくて、実質的なところが我々に欲しいところですので、そこばかり連呼されても実態は全く見えませんので、去年指定管理ということですから、あと4年ですかね、4年ないし3年というような状況ですから、今後の部分は注視をしていかなければなりませんし、何らかのてこ入れが実質的には必要になってくるのかなと思いますので、あと残りの指定期間の中でその辺のところをきちんと協議して、ここが指定

管理が続くような形をぜひ維持していただきたいということをお願いいたします。

○河村委員

わからないところがたくさんあるので、説明をお願いしたいと思うんですが、先ほど、歳入のところで、知的障害者の施設入所者自己負担金30万円についてちょっとお話があって、収入未済額の96万1,785円のうち、まだ60万円残っているんだというようなお話だったんですが、もう少しわかりやすく説明してもらっていいですか。

○山根福祉総務課長

施設入所自己負担分の滞納分でございます。年30万円ずつの入金で、年金の管理者、保護者になるんですけれども、それと協議をしておるところでございます。これ自体が措置の時代の未納分でございます。初めは300万円程度あったんですけれども、保護者のほうが年金を管理しておられたものの、支払っていなかったという部分でございます。平成29年度は35万円入金されて、平成30年度は30万円入金されたというところでございます。

○河村委員

だから、扶助費のときに300万円の滞納があったと。それから、毎年30万円ずつぐらい入金をしていただいているということは、これはお一人ということでもいいんですか。

○山根福祉総務課長

お一人でございます。

○河村委員

その施設というのは知的障害者施設ということでもいいんですね。

○山根福祉総務課長

そのとおりでございます。

○河村委員

それから、95ページですね。中段にあります社会福祉総務事務費の中で、母親大会の補助金13万2,000円というのがありますが、ちょっと詳しく説明をお願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○山根福祉総務課長

母親大会補助金について御質問を頂戴いたしました。

こちらにつきましては、光地区母親大会実行委員会のほうに補助を出しておりまして、全国母親大会であったり、山口県母親大会に参加する交通費等を補助しておるものでご

ございます。

○河村委員

これ実行委員会というのは、1年間を通じて存在をして、全国大会であったり、県大会であったり、そういうところへ出るという解釈でいいんですか。

○山根福祉総務課長

そういう認識でございます。

○河村委員

年間通して実行委員会があるちゅうんじゃないかな、その団体に補助しているのと同じなんじゃないかね。わざわざ実行委員会形式をとらなければいけない理由があるわけですか。

○山根福祉総務課長

そういう大会に参加の事業補助というふうな形で対応しております。

○河村委員

事業補助ということは、その成果物について何か報告があると解釈してええですか。

○山根福祉総務課長

活動報告等を頂戴しておるところでございます。

○河村委員

それから、その下の低所得者援護対策事業、生活と健康を守る会の補助金、それから、一時扶助費についてももう少し詳しく説明をお願いいたします。

○山根福祉総務課長

生活と健康を守る会の補助金について御質問を頂戴いたしました。

こちらにつきましては、生活困窮者、低所得者、障害者、高齢者等の福祉教育問題を中心とした地域住民の生活と健康、権利擁護等の福祉の増進向上に資する活動を行っておられておりますので、各種住民組織やボランティアとの協働実践に対する助成ということでございます。

もう一点、一時扶助につきましては、この生健会の会員さんに対しまして、一時扶助ということで、例えば中学生のカバンであったりとか、そういうものを支給させていただいておるところでございます。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

今、生健会の会員さんに対してというお話でございましたけれども、基本的には低所

得者という対象者で、一時扶助については実施をいたしております。

○河村委員

従前に、要は事業評価のランクで結構下であったような気がするんですが、そのあたりについての検証といたしますか、その辺はどんなですか。

○山根福祉総務課長

事務事業評価のほうでランクが低くなっておりますので、先ほどの母親大会補助金につきましては、サンセット方式ということで、年次的に減額をさせていただいております。今年度、令和元年をもって廃止という方向で進んでおります。

あと、もう一点、生健会のほうでございますが、こちらにつきましては、平成25年に財政健全化計画に基づく団体運営補助金の10%削減ということで対応しております。

○河村委員

大体わかるんですが、要は、評価が低かったということで、恐らく今後の方針といたしますか、そういったものについても変更があったんだと、こう考えておりますが、今、ここは昨年と同様の金額じゃないですか。

○山根福祉総務課長

母親大会のほうにつきましては、7万円の減額をさせていただいております。生健会のほうにつきましては、A評価でございましたので、前年同額ということで30年度は対応しております。

○河村委員

次に、その下の民生児童委員の活動のところなんですが、今回、改選というようなこともあったり、あるいは、80歳というようなこともあったわけでございますが、先ほど、地域の見守りの実態調査というお話をいただきました。

で、その実態調査をしていただいた結果として、要援護者の名簿を作成して、地域で自主防災等について、避難をしたりするときに活用させていただいておりますが、公開してもええという要は率です。50%を切っているんですが、今、調査を歩いたりするときに、どういうふうなあり方と言うとおかしいんですが、通常なら避難をしたりするときには、公開をするというほうが御本人のためにもなるわけですが、意外にそうでない。反対のケースも半分以上あるということでございますので、そのあたりの捉まえ方をちょっと教えてください。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

要援護者の調査に関することも含んでおりますので、私のほうでお答えさせていただきます。

要援護者の調査につきましては、平成30年度末になりますけれども、登録者数が5,185名という中で、同意をいただいている方が2,147名という状況でございます。

調査の際にということではございますけれども、民生委員の方に対しては、なるべく御同意をいただくようお願いはいたしております。民生委員のほうでも、そういった形で調査をしていただいておりますけれども、昨年、様式も見直しまして、今までは調査の様式と同意の様式が別々で、非常にわかりづらかったりとか、手間である。それから、送り返してもらわないといけないというような状況で、そういった手間もあるというようなこともあって、なかなか進んでいなかったというところではあるんですけども、それを見直しまして、1枚の様式で同意までしていただけるようにいたしております。

その結果で言いますと、30年度の登録者数が前年度比で210名の増加というような状況にもなっております。なるべく活用させていただきたいという思いもありますので、引き続き民生委員のほうには、登録を勧めてくださいというようなことでお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○河村委員

微妙な問題も含んでおりますので、丁寧をお願いをしたいと思います。

それから、その下の地域福祉活動推進事業ということで、社会福祉協議会の補助金というのがあります。30年度じゃったですか、今、社会福祉協議会の会費、市社協ということで会費を300円集めておるわけですが、地域によってその規定そのものが分かれておまして、全部が社協の会費じゃないんです。で、地域との取り分が当初は200円・100円じゃったのが、今、50%・50%で、150円ずつということになっておるのですが、社会福祉協議会の補助金そのものは、どういう考え方なんですか。通常なら、社会福祉協議会は会費を集めると、じゃ、会員のもの社協なんかと、こういうふうにも捉えられがちなんですけど、そうではなくて、ほとんどが補助金運営だと思うんです。そのあたりについてちょっと考え方、で、この補助金の考え方も、要は事業補助とあわせて人件費補助が出ていると思うんですが、そのあたりについてちょっと御説明をお願いします。

○山根福祉総務課長

社会福祉協議会の補助についての御質問を頂戴いたしました。

市としましては、本来、市でやるものというものに対して、社会福祉協議会にやっていただいておりますものに対して補助をしておるという考え方でございます。

○都野福祉保健部長

社会福祉協議会への補助金でございますが、社会福祉協議会がやっておる事業というのが、独立採算が可能な介護保険事業あるいは障害者の総合支援事業、こういうものについては独立採算が可能でございますので、市が補助金を出している範疇ではございません。

ただ、地域福祉の推進に係るもので、その事業に対して収入が得られない事業がほとんどでございます。しかしながら、地域福祉の推進にとって必要な事業と判断する事業については、光市が助成しておると。

先ほどちょっと課長が言いましたが、光としてしなければならない事業は、基本的には委託事業として、光市が事業発注者として社協に受託者となってもらって事業を行っているというふうなすみ分けでございます。具体的な事業はなかなか、社協の事業を羅列するのも難しいので、今のように抽象的なお話になりますけれど、光市が独自でやる委託事業とは別の地域福祉の推進に係る事業でございます。

以上です。

○河村委員

別の機会でもた詳しくやりたいと思います。

それから、97ページ、中ほどにあります障害者等福祉事務費のところの不動産鑑定料の委託料で、例のつるみ幼稚園の跡地の問題じゃったと思うんですが、どういう結果であったのか。それから、この鑑定料の金額の算出方法についてもちょっと教えていただきたらと思います。

○山根福祉総務課長

鑑定結果につきましては、今から売却に向けて公募をさせていただくということで進めさせていただきますので、どういうふうな鑑定価格であったかということは、ちょっと差し控えさせていただきたいと思うんですが、鑑定料につきましては、複数の不動産鑑定士さんに見積もりを出していただいとという形で、見積もり入札という形をお願いをしておるところでございます。

○河村委員

私が以前、不動産鑑定の方に聞いたときには、要は、鑑定料の2%とか、そういうふうな位置づけであったと思うんですが、不動産鑑定士さんというのは、ほぼ統一料金みたいなような気がするんですが、そんなわけじゃなくて、たんびに見積もりをとる。たしか固定資産の評価やなんかは全部鑑定協会に委託するんで、そうじゃないような気がするじゃけど。もうちょっと、説明しにくいじゃろういね、金額があればいい。

○森重副市長

確かに、今、委員御指摘のとおり、固定資産につきましては、山口県不動産鑑定士並びにそういった団体をお願いをしている状況でございます。

現状は、所管の課長が申し上げましたとおり、複数の不動産鑑定士のほうへ依頼をさせていただいて、そちらのほうから金額の提示をいただいて、それを参考に契約を進めているという状況でございます。

○山根福祉総務課長

申しわけございません。先ほどの不動産鑑定でございますが、一般競争入札で対応しております。失礼いたしました。

○河村委員

一般競争入札を実施した結果がこの40万8,000円ということでええんですね、はい。

それから、99ページ、上段の、先ほど短期入所の給付費で1,134万5,000円なんですが、結果的に長期になったと、こういうお話じゃったんですが、詳しく聞いてもいいですか。

○委員長

具体的にどういうふうな。人数を聞くんですか。何を聞くんですか。

○河村委員

短期入所給付費が1,134万5,000円と言われましたが、説明の中で、結果的に長期になってしまったと。だから、その理由と中身について聞きたいと。

○山根福祉総務課長

短期入所であるんですが、長期利用者があったことが主な要因ということでございます。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

短期入所給付につきましては、原則1週間程度というのが基準にはなっておるんですけども、御家庭の事情等によって、在宅での生活が難しいというような方に対して、障害者の施設とかに入所待ちというような方について、一定の条件はありますけれども、長期に御利用いただくというケースもございまして、30年度については、そういう方が出られたということでございます。

○河村委員

それは、今、人数の話がありました。

○委員長

答弁できますか。

○山根福祉総務課長

申しわけございません。ちょっと資料を持ち合わせておりません。

○河村委員

それでは、119ページ、生活困窮者自立支援事業、上段ですが、当初、社会福祉協議会のほうで1人のような委託で始めて、恐らく事業そのものがなかなか難しかった。

で、今、3人で当たっておられて、59人、100件という相談じゃったと思うんですが、

どんなんですか。3人はいなければ事業そのものの実施が難しいのかどうか。

○山根福祉総務課長

3人はいらっしゃいますが、いろいろな業務と兼務をしておられますので、どうしても兼務の中で3名ということで、私どもは認識をしておるところでございます。

○河村委員

自立支援事業そのものが難しい。当初の説明を聞いたときには、要は、生活保護に陥らないようにと。要するに、陥った人じゃなくて、陥らないようにという話じゃったと思うんですが、この100件の内訳として、生活保護者が何人おるかという内訳は取ってますか。

○山根福祉総務課長

主要施策の成果についての98ページの中段、右側の表になりますが、オの支援結果で、中段のところ、生活保護適用18とあるところかと。

○河村委員

恐らく十分に活動はされておるんだろうと思いますが、社会福祉協議会のほうで窓口があって、ずっと待ちの、そういった活動をされておるのか。要は、積極的に外へ出て行きながら活動されるんかと、こういう話なんですけどね。

気になっちゃったのは、生活保護者というのは市の窓口に来る方ということになりますから、待ちの延長線上なんですけどね。そのあたりの活動がどうかと思ったんですけど。要は、生活保護者からというんじゃなくて、そうでない人を対象にという当初の目的をどこまで達成できるかと。そういった指導みたいなものがあるんですか。

○山根福祉総務課長

あいぱ一くの生活保護の係のほうに、生活が苦しいということで御相談いただいて、まだ生活保護には至らないような方を社会福祉協議会のほうに御紹介をさせていただいているところでございます。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

民生委員にお願いして、気になる方がいらっしゃれば情報をくださいというようなお願いもしておるところで、なるべく、そういった方の情報は、主には民生委員を通じてということになりますけれども、つかまえるようにはしておるところでございます。

○河村委員

わかりました。それから最後、先ほどからゆーぱ一くの話がありまして、もう7年ですか。で、通常はもう大体7年から10年ぐらいで、よくレジオネラ菌が発生したりするケースが、安心したころにぱっと出たりするんですが、そういったものについては、き

ちっと対応しておられるんだと思いますが、今回はそういった指定管理のところから出てくるのかな。今の菌の状況。

○山根福祉総務課長

レジオネラとか、いろいろ菌があると思うんですが、そちらのほうは適正に検査をその都度しておりますので、それで基準以内というところでございます。

○河村委員

検査をするときの薬とか何とかちゅうのは、市から支給なんですか、向こうが買って、やるんですか。

○山根福祉総務課長

セイカスポーツさんのほうで対応して、やっていただいております。

○河村委員

適正に実施されるように御指導いただいたらと思います。

以上です。

○森戸委員

もう一点、三島のゆーぱーくについてなんですが、建設の当初は、住宅地、第2住宅専用地域ということで、これだけの人数が来られますから、車のヘッドライトとか、あと騒音ですか、あとボイラーの音とか、交通安全について、最初に相当懸念が出ていたと思います。

ボイラーの騒音に関してはサイレンサーをつけていただいたとっております。その後、そういった地域への配慮というところで、ヘッドライトなり、騒音なり、交通安全なりの部分で、地域から声が上がっていますか。

それと、それに対して気を配っておられるのか。気の配り方とすれば、騒音の確認をするとか、そういうことは配慮をされておられますでしょうか。

○山根福祉総務課長

ヘッドライト等は、西側のほうには、前に向けてとめないでくださいという表示等をしてあって、特に今、住民の方から苦情等は頂戴しておらない状況でございます。

○都野福祉保健部長

修繕工事とか、そういう工事をする場合には、周辺の方にお声がけをして工事の実施も、騒音とかそういうものにも留意をしながら行っております。

○森戸委員

ボイラーにしても、実際に騒音があつてサイレンサーをつけたわけなんですけれども、

定期的にそういうチェックはしていただきたいと思います。住宅地にある施設でございますので、やはり共存・共栄というところの視点が大事かと思っておりますので、人数が多いというだけではなくて、地域への配慮といえますか、そういうことは常に気を配っていただいて運営をしていただけたらと思っておりますので、定期的な騒音に関してはぜひお願いをいたします。騒音の検査に関してはです。

○土橋委員

重複するようで、ちょっと気になったんで伺いますんですが、今の自立支援の関係で、98件の相談があったと。主要施策の98ページ。

それで、合計98と書いてあるが、98件、これは1人1件というふうに認識でいいわけですか。どういう認識でいいのか。さっきは、59人で100件とかというふうにも聞きましたんで、ちょっとその辺が気になったんで。

○山根福祉総務課長

こちらのほうは支援結果でございますので、98件と人が。こちらのほうは、件でございますので、またがっておるものがあるかと。

○委員長

もっと明確に答弁をお願いしたいんですが。今の質問は主要施策の98ページに、自立実践が100件、支援結果が98件、こういうように書いてある。また、説明では58人で100件の質問があったのは、そのところの整合性はとれているのかどうかという質問なんです。

○土橋委員

さっき河村委員が言われたんで、河村委員が覚えちよったんじゃろうけども、59人で98件の相談事があったというふうに捉えてもええのかと言います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○土橋委員

就労開始からその他のところまでずっとあるんですが、ゼロというのはどういう理解をしたらええんですかいね。

○山根福祉総務課長

98ページのものでありましたら、59人に対して100件の相談実績があつて、支援結果として98件というところでございますので、全てが解決したわけじゃないということで、イコールにならないというところが1点と、あと、ゼロのところがあるというところでございます。項目として、県への報告であったりの項目でありますので、それで、その項目がこの部分はゼロというところでございます。

○土橋委員

それと、もう一つ気になるのは、この就労活動だとか、職業訓練だとか、家計の改善だとかある中で、一番最後に、その他で53件というのがあるんよ。その他ちゅうのは何ですか。53件もある。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○山根福祉総務課長

98ページのオの表のその他、上の表に属さないものということで、例えばの話なんです。社会福祉協議会の貸し付けでつないでいただいたりとか、御紹介して、一応この段階に進んでおるといものがでございます。

○土橋委員

それは件数に入れたらおかしいじゃろう。それはもうもともと自立支援が始まる前から、その制度はあったんじやから。私は議員が長いから知っちよるんです。あなた、ここに来て何年になるの。ほんなら、私のほうがよう知っちよるといことになるわけ。

ということは、さっき言ったように、制度はあったの。それがいつの間にか自立支援のほうに入ってきて、はい、これだけやりましたと。これだけ相談を受けましたと。こういうふうにパッと見はわからんけれども、聞いてみたらわかったと。

で、私は、実は何でそういうふうなこまいような話でつまらん話をするんかと思われちよるかもしれないけれども、ここで聞いてみなきゃならんのは、生活保護というのは、1階なんですよね。で、自立支援は2階なんです。そうすると、生活に困っているという人は、いきなり2階に行ったという勘定になるんよね。そうでしょう。何で2階にいったんじやろうか。何で生活保護課に行かないで、何で2階に行ったんじやろうか、ということ私なんかは考えるわけ。

そしたら、さっきから話があるように、私、口が悪いんでね、物すごく乱暴な言い方しかようせんのですが、この自立支援というのは、生活保護をやらんための制度なんです。口が悪く言うと。だから、それでもなおかつ18人というか、18家族の人たちが2階であろうとも、たとえ阻止しようとする社協であったにしても、生活保護を出さざるを得ないというような人たちが18人おられたというのは、これは実は非常に考えさせられる話だと思うから、私はこうやってしゃべりよるんです。

それ以上あれこれ言う気はないんですけども、最初から社協に行くというのは、普通は考えられないと。もし行ったとするならば、いかに生活保護の係のところ、前に座るのが苦痛かということになる。どっちに転んでも逃げらりやせんような話なんです。

だから、くれぐれもこういうふうな問題については、大変じゃろうとは思いますが、やっぱりセーフティーネットですから、ここんところは気をつけてやっていただきたいということだけはお願いをして、もう一つだけ、生活保護でどのぐらいの保護費の引き下げにかかわる金額的なもの、パーセンテージもいいですけども、どのぐらい下がりま

したか。

○山根福祉総務課長

生活保護費がどれくらい下がったかという御質問でございます。

平成30年度の生活保護扶助事業としましては、対前年度比で2,089万8,000円、総額では下がっておる状況でございます。

○委員長

ほかにごさいませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

説 明：松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長 ～資料なし

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○河村委員

99ページ、中ほどより上の共同生活援助費、グループホームの通年利用者がという話じゃったんですが、実態をどの程度把握しておられるのか、お答え願いますか。

○都野福祉保健部長

この案件は、先ほどの福祉総務課所管分となりますので、ここでは所管外となります。

○河村委員

あっ、そうだっけ。さっき説明せんかったかいね。（発言する者あり）ああ、そうなん。

○河村委員

101ページ上段の障害児（者）家族サポート（「一緒です」と呼ぶ者あり）、ああ、そう。じゃ、これも最後ね。

それでは、中段の老人福祉費の中の需用費、先ほど不用額のところでちょっと説明があったんですが、被服費が27万円ほど要らなかったと、こういう話じゃったんですけれども、これはどっかの制服という説明じゃったですか。もうちょっと詳しく説明を。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

高齢者就労事業の従事者の方に対して、毎年度、被服費という形で作業服であったりとか、作業用の安全ベストであったりとかというのを更新しておるんですけれども、その購入に際して予算確保の額より1つ当たりの単価が安く済んだということと、全体的に人数が減っていたということでございます。

○河村委員

103ページの真ん中辺に高齢者就労事業ということで3,428万円上がっておるんですが、その中にも消耗品とか入っておりますが、それとは全く項目を別にしてこの老人福祉費の中にも入っちゃうということですか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

老人福祉費の101ページの備考欄でない消耗品ということであろうかと思えますけれども、これは、備考欄にありますそれぞれの事業の消耗品を集約した、合計した金額が11節需用費の中の消耗品の中に入っているということでございます。

失礼しました。上から2番目の老人福祉事務費の消耗品ということでございます。

○委員長

今、聞かれたのは、103ページの高齢者就労事業の消耗品のことについて聞かれたんです。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

私のほうのお答えが、老人福祉費全体の需用費の説明をいたしましたので、その中の主なものとして、高齢者就労事業のそういった被服費の消耗品が主なものでございますという回答をさせていただいたんですけども、101ページのほうにも老人福祉事務費ということで消耗品がございますので、こちらのお話であったのかなというふうに確認をさせていただいたんですけども。

○河村委員

今、あなたの説明が、ここの需用費の51万4,000円のところで、高就労のベストやらをというふうに説明をしたから、あら、そんなら、今の103ページのところの高齢者就労事業、この中にはいろんな経費が入っちゃうのに、それとは別にあるちゅうんじやったら、その別なものを言うてちょうだいというふうに思うんです。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

需用費の中に含まれたものでございます。高齢者就労事業の消耗品も101ページの需用費の中に含まれたものでございます。

○河村委員

わかりました。例えば、今103ページの消耗品とかいろんなものがあるので、できれば高齢者就労事業そのものはひとくくりにして、あ、そうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

それから、101ページの下段の、寝たきり老人寝具乾燥事業委託料ということで、下がったという話だったんですが、家庭でと言うか、居宅でどのぐらい、今、寝たきり老人がおられて、どの程度の利用者なのかというのをちょっとお願いできますか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

寝たきりの方の人数ということでございますが、寝たきりの方の人数というのは、現状、全てを把握しているというわけではございませんで、数字についてはわかりかねます。

寝たきり老人の寝具乾燥事業の利用者ということでございますが、申しわけございません、今、手元に人数とすれば、主要施策の成果の76ページのほうで、下から2番目の表、30年度が一番左側ですね、76の方がサービスを利用されておられます。

○河村委員

わかったんですが、例えば、要介護5とかいうことで寝たきりというふうにすると、居宅に何人いるかというのは把握が難しいですか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

具体的にそういった調査をいたしておりませんので、数というところでお示しするのは難しいというところでございます。

○河村委員

要援護者のリストとかということであれば把握できるような気もしますので、そういった把握もできたらお願いをしたらと思います。

老人クラブ連合会、老人クラブのところちょっとお尋ねをしたいんですが、主要施策の成果の77ページですか、それぞれのクラブ数あるいは会員数ということで列挙があるんですが、減少というお話がありました。

私の光井では、結構、今、会員数がふえている状況にあるんですが、この支援は単価が決まっていたよね、一人幾らとか、県からも確か支援があったと思うんですが、そこをもう1回、ちょっと単価を説明してもらっていいですか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

老人クラブに対する補助金でございますけれども、組織割りというのと人数割りというのがございます。組織割りといたしまして、一つの単位クラブごとに4万6,560円、それから人員割りのほうは会員50人超ごとに一人につき1,000円ということになります。

すみません、人員割りという言い方が悪かったですね、基本的には、基本割りとして単位クラブ当たり4万6,560円で、それぞれの単位クラブで50人を超えた場合に一人につき1,000円が助成されるものになります。

○河村委員

その下のところの敬老事業のところ敬老行事委託料というのがあるんですが、これは敬老会のことを指すんですか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

各地区で実施していただいている敬老会のことでございます。これは単価は650円の地区ごとの70歳以上の人口ということになります。

○河村委員

敬老祝い品ではなくて、この敬老行事について言うと、全体で6%程度の出席者と言うか、出て来られる方がですね、地域の中でもいろんな敬老行事にお金も使っているんですが、要はその使い方の問題、6%の人にお金を使うかという、こういう話題も出ておまして、その辺はどういうふうにお考えですか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

現状といたしましてでございますけれども、すみません、今、私の手元にある資料の中で参加率が平成30年度で11.5%ということになっております。ちなみに29年度が16.2%ということですので、5ポイント程度の減少ということになろうかと思えます。

現状におきましては、それぞれの地域でいろいろ工夫を凝らして実施していただいておりますので、すぐすぐその敬老行事の委託料の単価を変えたりであったりとか、算出の方法を変えるということは、今のところは想定しておりませんが、いろんな声があるというふうなことは聞いておるといのが実情でございます。

○河村委員

結構です。

○森戸委員

確認なんですけど、憩いの家の運営費用で、先ほど主要施策の成果の79ページなんですけど、高齢者の送迎がありましたよね、高齢者の送迎というページが、76ページですね、199人がかかった費用が147万円だったと思います。まず、これはどこに委託をされていきましたか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

三島温泉健康交流施設の指定管理者であります、株式会社セイカスポーツに委託をしております。

○森戸委員

これ車両はどこの所有でしたかね。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

車両は市の車両を貸与しているという状況でございます。

○森戸委員

ということは、常時、三島にあるということになるんですかね。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

はい、お見込みのとおりでございます。

○森戸委員

とすれば、それ自体の車両を温泉が何らかの活用をして、集客につなげるという可能性はないという考えでいいですか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

現状では、私どものほうから委託しております事業といたしましては、それぞれの憩いの家の入浴廃止に伴って、もともとの利用者の方のゆーぱーくまでの足ということを条件に事業を実施しておりますので、現状のままでほかのことで活用していただくというのは想定はいたしておりません。

○森戸委員

先ほど、赤字というお話もございましたので、この活用というのは一つの手かなというふうに思いますので、ぜひ御検討をいただけたらと思います。

実際に199人来られていたのが、週何回、それぞれどういうふうにお迎えに上がられているんですかね。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

送迎事業につきましては、毎週2回、水曜日と木曜日に東部憩いの家、西部憩いの家、それから大和のコミュニティセンター、この3カ所に一往復ずつ送迎をいたしております。

○森戸委員

わかりました。再度ですが、その車両の活用というのはぜひ御検討いただけたらと思います。

それと、主要施策の成果の77ページ、災害時要援護者把握事業なんですけど、この表のとおり登録者数があつて同意者数があるということで、実際にこういう登録されて同意されていた方が今年の災害で支援ないし動きがありましたか。把握をされていればお願いします。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

そういったところの把握はいたしておりません。

○森戸委員

この災害時要援護者の把握をして、それをどう生かして次につなげるかというところが一番ポイントだと思います。

昨年、我々の地区では、私、避難準備情報が7月6日に出たときに、民生委員さんと独居の方と高齢者の世帯、2人世帯のところを回ったんですが、上島田4丁目エリアだけで35軒ほど回ったんですが、結果的には民生委員さんが全部抱えているというんですかね、どうされますか、避難されますか、されませんかというお声がけもするし、その後の要は消毒とかですね、そういう話も全部同様に回られているというのが実情で、民生委員さんの労力と言いますか、かなりのものがあると思いますので、当然、民生委員さんだけに担っていただくものではないと思いますし、要はその先をどう構築していくかが一番の課題だと思うんですが、それについてはほかの所管になるのかもわかりませんが、そこを情報を集めてどうつくり上げていくかが一番大事なことだと思いますので、その辺の考えがあれば何かお願いをいたします。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

この災害時要援護者の名簿につきましては、平成25年に災害基本法が改正された中で、災害基本法の中では避難行動要支援者名簿という名称で作成が義務づけられたものでございます。

避難行動の支援ということで、災害の発生が想定されるタイミングもしくはそれより少し早いタイミングでの活動でありまして、原則的には安全なうちに行動していただくというのが前提ではございます。

そのために、支援行動はまず活動される方自身が安全確保できる状況というのが前提になろうかと思っておりますけれども、急な状況変化というのもございますので、一定の危険を伴うものというふうに理解しております。

こうしたこともありまして、行政からの押しつけということにならないように、やはりその地域であったりとか活動者自身の方の意識の醸成、それからやる気の喚起というのがいい言葉かどうかわかりませんが、そういったことも重要でありますし、そういったことがあつての活動だというふうに考えております。

こうしたことから、実際の情報の提供とすれば、過去の5年間で24件程度の団体に提供しておるところで、重複した団体もありますので、実際には17という団体になります。提供していない団体については、活動する団体の性質によっても縦割りで申しわけないんですけれども、管轄する部署が変わってまいります。市のホームページで言いますと、自主防災活動を所管する防災危機管理課のページにも情報提供いたしておりますし、名簿管理をしております、私ども高齢者支援課のページにも情報を提供しているというところでございます。

なかなか、今後のということですが難しいですけれども、そういった事情等も踏まえながらも、できるだけ活動が広がるように関係所管とは連携してPRに努めていきたいと考えております。

○森戸委員

把握まででしょうから、当然そういうことだろうと思うんですが、ちなみにその民生委員さんがそこまでやるんですか。今、私がお話したような業務と言いますかね、なっているんですか。ちょっとその確認。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

当然、できる範疇でということになろうかと思しますので、やらなかったからといって、やっていないよねというお話にはならないというふうに御理解いただければと思います。

○森戸委員

もしそうだとすると、恐らく真面目にやっつけていらっしゃると思いますので、それを考えると相当な負担なのかなと思いますし、この前の台風、8月のときも実際に民生委員さんに声がかかっていましたし、やっぱりその辺のところはちょっと今ここでどうすればいいのか申し上げられませんが、その先をどう構築するかでしょうから、その先をうまく構築している事例というのは把握されていらっしゃるんですかね。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

先ほど申しました提供した団体においては、それぞれが避難訓練などで活用されておられるということであろうと認識しておりますし、ほかの事例といたしましては、周防地区で生活支援体制整備事業の中で、高齢者の避難ということをテーマにいろんな話し合い等を持たれているというふうな情報は把握しております。

○森戸委員

その生活支援体制整備事業というのは福祉の所管の話になるんですか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

地域包括ケア担当係という高齢者支援課の中の担当になります。

○森戸委員

わかりました。そういうふうな事例でまた広げていただくということも必要でしょうし、一つはその民生委員さんの負担の部分もぜひ御検討いただくというか、それぞれの地域も含めて分かち合いの世界だと思しますので、その辺がスムーズにいくように、どこが交通整理すべきものなのか、地域がみずから考えないといけないものなのかわかりませんが、とは言いながらも、どこかの所管がコーディネートするしかないのかなと思いますので、お願いをいたしますということで終わります。

説 明：西村子ども家庭課長

質 疑

○磯部委員

すみません、では簡潔に何点か質問させていただきます。

主要施策の成果のページで93ページになるんですけども、子育て支援センターチャイベビステーションも、本当に充実したいろんな取り組みを年次的にやっていただいているというふうに高く評価しているところですけども、今回の言葉の中に、年々いろんなことを改善されていると思いますけれども、利用しやすい環境を整えて多様化する市民の子育てニーズへの対応に努めたというような表記がありました。

前、お昼の食事もあるところでできるようになったり、利用者の声を聞きながらいつも改善を進めていらっしゃると思いますけれども、この表だけではそのあたりの成果が見えてこないのので教えていただけたらと思っております。

○西村子ども家庭課長

チャイベビステーションの御質問でございます。

状況といたしましては、どのような環境を整えたかということですけども、近年、低年齢の利用、0歳から1歳程度の子どもの利用が非常にふえております。

しかしながら、チャイベビの利用者は就学前までの子どもということが一応、基本にありまして、発育とかそういった差がございますので、同じ場所で一緒に遊ぶというのが危険な場合がございます。

そうしたことから、よちよち歩きの0歳から1歳程度の子どもと保護者が安心して安全に過ごしていただけますようにいろいろ配慮いたしまして、武田薬品労働組合青年部から御寄贈いただきましたサークルを活用しまして、大きな子どもと小さい子どものスペースを分けるなど、そういった工夫をさせていただいております。

○磯部委員

ということは、やはり兄弟で、小さい子どもさんがいるけれどもお兄ちゃんやお姉ちゃん、そういうものしっかりと受け入れてそのあたりを安全にやっていらっしゃるということですね。わかりました。

以前から、そんなには多くはないと思うんですけども、他市の利用者さんが、結構、光市はこういうのが充実しているねというようなお声をよく聞きますが、ちなみに30年度、他市からの利用者さんというのはどれぐらいなのでしょう。

○西村子ども家庭課長

平成30年度のチャイベビの利用者は、保護者と子ども合わせて1万6,475人おりまして、そのうち市外は3,241人で19.5%、約2割となっております。

○磯部委員

市外が約2割、ここには制限もかかっているというようなことも聞きますけれども、

でも光市はこうやって市内のいろんな人たちと、また出会う場とかそういうものになってとてもいいのではないかと思いますけれども、わかりました、2割ぐらいの方が市外から利用をされているということですね。

ここで、もう毎年いろんな方たちからの声というのがあると思うんですね、ちなみに30年度の決算の中でそういうお声としてどのようなものがあつたか、成果と課題として次につながるその分析をどのようにされているか。その声を若干で結構ですけれども主だったものを教えてください。

○西村子ども家庭課長

30年度のチャイベビの利用者からの声でどのようなものがあつたかということでございますが、チャイベビを利用される家庭の方から、まずチャイベビは木のおもちゃがたくさんあり、小さい子どもが遊べる遊具があつたり、食事もできるスペースがあつたりして助かるということ、それと、チャイベビにすれば自分と同じ子育てをしている人に出るので大変息抜きになるということ、それと、ここが一つあれなんですけれども、子どもの成長、発達で心配なことがあれば健康増進課の保健師にすぐ相談できる、あとは保育園の入園とか制度とか、そういったことに関して言えば、ここのチャイベビに遊びに来れば、あいば一くの中でそういったことが完結できるということで、とても便利だといったような声を聞いております。

○磯部委員

一番最後に言われた、ここに行けば全ていろんなことが完結できるというのは、議会からもそういう声があつて努力していただいているという成果だと思っておりますので、他市にない、そういったところを生かしてこれからもやっていただきたいなというふうに思っております。

そして、ちょっと気になったんですけど、良いことでの気になった点なんですけれども、主要施策の成果の94ページに貸し出し数というか、おもちゃや絵本、紙芝居、こういうものが積極的に借りられていますけれども、30年度の絵本、紙芝居のところが多に多いという数字になっておりますが、これは何か新たに30年度取り組みをされた成果がここに出ているのでしょうか。そこを教えてください。

○西村子ども家庭課長

94ページの主要施策の成果にございますとおり、絵本、紙芝居の貸し出しが平成29年度が924冊、30年度が1,611冊とかなり増加しておりますけれども、これは30年度から絵本の貸し出し数を、1回当たり2冊から6冊に増やしたことで利用が増えたのかなということと、もう一つは新たに英語の絵本の貸し出し等も結構な利用があるというふうに伺っております。

○磯部委員

30年度でしたかね、何か英語の読み聞かせとかをボランティアの方がそこで取り組ん

でいらっしゃるといふうなのは30年度からでしたかね。

○西村子ども家庭課長

そうです。

○磯部委員

わかりました。ちょうど今、光市はイングリッシュプランとか小学校に入ってからのも含めて力を入れていらっしゃるところなので、非常にこういうところで英語になじむと言うか、楽しく学ぶという意味では非常に成果が出ているのかなと思っておりますので、次にぜひ、このいいところはつなげていっていただきたいなというふうに思っております。

そして、ちょっとあと2点いいですかね。

○委員長

どうぞ。

○磯部委員

はい、すみません。ファミリー・サポート・センターのことについてお伺いしたいと思います。

主要施策の成果の94ページです。これは、何年前からか始まったところなんですけれども、ここ数年間の推移を見てみましても、大体、協力会員、先ほども説明がありましたけれども、押しなべてこのあたりの数値で移行しているというような感じですがけれども、30年度の切りのいい決算ということで、今までのことも含めてこのあたりの状況について、利用のいろんなことはここに書いてありますけれども、いろんな状況が変わっていると思っておりますので、そのあたりをどういうふうに捉えていらっしゃるかをお聞きしておきたいなと思っております。

○西村子ども家庭課長

ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員になってお互いに子育てを助け合う相互援助活動でございます。

主な利用としては先ほども御説明しましたが、保育所、幼稚園、サンホーム、習い事の送迎、子どもの預かり等で、これは余り大きな変化等は、その年の状況によって変わりますけれども、主なところは変わっておりません。

また、協力会員の分析といたしましては、募集活動や口コミにより少しずつではありますが協力をしたいという方が増えているのが実態でございます。

また、依頼会員のほうは、子どもが小学校を卒業すると退会するということになるため減少することもございます。会員に大きな変動はございませんが、依頼人数に対応できているために、今のところは安定した運営ができていないかと思っております。

また、先ほど言いましたけれども、依頼会員で退会されるときに、ぜひ今度は協力会員

としてお願いできませんかというようなお声がけをして、年間数人でございますけども、そちらのほうで手伝っていただける方がおられます。

○磯部委員

数字的にはそんなに大きなものではないんですけども、やはり確実にこういう形で利用されて、その輪がサービスが強固なものになっている、卒業した方が今度は改めて自分からそういうふうに関わりをしようというふうな輪が広がるとするのは、非常にいいことだと思いますので、今後もそのあたりをしっかりと、交流事業をやっている成果というのものもあるかもしれません、年間いろいろやられていると思いますので、よく理解ができました。

最後に、以前、この新しい子ども子育て新制度前のアンケート調査の中で、意外と光市で子育てをするときに近隣に手助けをしてくださる親であったり、そういうのがいらっしゃるというのが充実しているなというようなアンケートが少し頭の中にあっただけですけども、30年度のそういったサービスの中で光市はどういうふうな状況なのか、今年度のことは別として、30年度の分析としてどのように捉えていらっしゃるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○西村子ども家庭課長

30年度に子ども子育て支援に関する市民アンケートを実施しておりまして、そのときに日常的にあるいは緊急時用事のあるときは子どもを見てもらえるという人が9割、誰にも見てもらえないという方が1割という数字が出ております。

以上でございます。

○磯部委員

私が思っていた以上に非常に手助けをしてくださる、そういう環境にあるということが理解できました。そういったアンケートも踏まえながら、本当に必要な人、本当にそういう手助けが少ない1割の方にとって、どういうサービスができるのかということの次のステップになるのではないかなと思っておりますので、今後、今回の決算を受けてそういう分析を次に、ぜひつなげていただきたいというふうに思っております。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

27ページの上段のところの児童福祉費負担金の不納欠損について、ちょっともう少し詳しい説明をお願いしますか。

○西村子ども家庭課長

27ページの児童福祉費負担金の不納欠損について御説明いたします。

こちらの金額が222万9,280円が不納欠損になっておりまして、延べ26件でございます。理由といたしましては、全て生活困窮が理由となっております。

以上でございます。

○河村委員

小学校のほうは、今、給食費の未納とかというのはないんですよね。これが保育園から学校へというような形になるんですが、その生活困窮者という位置づけだったんですけど、例えば、今、生活保護を受けるようになるとか、あるいは、今、児童手当とか就学援助とかという、幼稚園の場合にもありますよね、そういった類いの受給についてはどんなですか。

○西村子ども家庭課長

通常は受給されておられる方でございます。未納の方も。

○河村委員

就学援助とかいろんなものについてはもらっていると。生活保護についてはどうですか。

○西村子ども家庭課長

生活保護世帯については、保育料は無料でございます。

○河村委員

生活保護世帯でも飲食の負担金というのはあるのではないですか。

○西村子ども家庭課長

給食費は保育料の中に含まれておりまして、主食費の部分については自己負担でございます。

○河村委員

その主食費の分はもらっている、もらっていない。

○西村子ども家庭課長

公立保育園は全ていただいております。

○河村委員

そうか。この222万円は私立ですか。

○西村子ども家庭課長

私立も公立も全て入っております。

・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

ほかのところでは、審査意見書の中に記述があったりするんですが、この部分はないんですか。ありますか。

・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

不納欠損というのは、やっぱり普通では考えられないと私には思えるので、特にいろんな支援を受けていけば、その中からなんとか捻出をできるのではないかなと思いますので、不納欠損にする場合には、もっと、ものすごい詳しい、住宅使用料なんかは中身の分析について項目をたくさん分けてつくっていますので、そういった類いがいるのだろうと。今度、無料化になりますから、そういったものが極端になくなるだろうとは思いますが、不納欠損にするときには、もう少し詳しい資料をつくっていただけたらと思います。

以上です。

説 明： 柏木健康増進課長

○磯部委員

1点だけ確認をさせてください。

主要施策の成果105ページから106ページの間にあるんですけども、歯周病チェック事業の件について、これは平成30年度から開始された事業であると思っています。今まで、このふしめ歯周病健診というのは、40歳、50歳、60歳、70歳というふうにあったと思ったんですけども、この歯周病チェック事業を始めることによって、この受診率がどのような変化があったかという視点からお答えいただけたらと思っています。

○柏木健康増進課長

平成30年度より、ふしめ歯周病検診にあわせて歯周病チェック事業を実施しました。平成30年度のふしめ歯周病検診率は5.1%で、前年度受診率2.3%から5.1%と2.8%の受診率の向上が見られております。

○磯部委員

倍まではいきませんが、やっぱりそういうことをすることによって、サービス、いろいろなチェック事業が入りますので、それをすることによって口腔ケアの、今いろいろ言われていますけれども、歯の中の検診をすることによって、さまざまな体全体の早期発見、早期治療にもなるということにもつながると思っていますので、これを実

績として年次的に具体的なまた取り組みにつながるようお願いをしておきたいと思いません。

以上です。

○畠堀委員

これも主要施策の成果についてという資料の中の106ページなんですけども、健康増進事業の中でウォーキングラリーということで記載いただいていますけども、この二つのウォーキングラリーのことについて、もう少し詳しく教えていただけませんか。

○柏木健康増進課長

主要施策106ページの（イ）うごくの、bのウォーキングラリーでございますが、このウォーキングラリーは、平成17年度に国保総合健康づくり支援事業、生活習慣予防教室で運動習慣づくりのツールとして、光のあるくロードマップを考案して好評であったため、翌年度からは日本一周、全国を行脚できるように記録表を5種類作成して、これを活用して光のあるくロードウォーキングラリーを初め、広く市民を対象に現在まで継続実施しております。

これは、地図上で日本一周を目指すもので、ウォーキングの習慣づくりに活用しているのですが、光市を出発点に1万歩歩くごとに地図のマスを塗り潰し、西日本編、東日本編、北海道編、紀伊半島・四国編、九州編の5種類の地図のマスを塗り潰せば1,400万歩でおよそ日本一周歩いたことになります。

この参加者の意欲を高めるために、各地図を踏破するごとに参加者の頑張りを評価して、市長名での認定書を交付し健康増進課窓口で表彰しているものです。

○畠堀委員

内容について了解しました。ただ、ここに今、新規で13名が登録ということで、こういった事業を推進する中で、もう少し効果にあらわれてもいいのではないかなと思うところがありまして、目的はすごくすばらしい崇高な目的なので、ぜひ継続していただきたいと思いますけども、成果としてもう少し影響があるような結果が求められないのかなと、そのためにもう少し工夫があるのかなというふうに思いますし、私が一般質問でもやったんですけども、光のウォーキングラリーに今たくさんコースもありますので、健康等いろんな観光だとかとコラボして、やはり光市にしかないようなコースを活用して、参加してみたいと思うような何かもう少しひねりしたようなウォーキングラリーについても検討して、参加者が3桁にいくぐらいにとは言い過ぎかもしれませんが、もう少し大きな成果が年度で見たときにもう少し健康増進に向けて多くの方が参画できるような、してもらえるようなものにもう少し検討していただけないかなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○磯部委員

もう1点教えてください。

今年度の、30年度決算の事務事業評価シートの中で、健康づくり推進計画策定推進というのが業務評価Aの重点業務という二重丸になっておりまして、その中の一つとしてセルフチェック応援事業というものも、その重点業務の中に入れられております。

これは、非常にこの項目を見ておりまして今後大切な部分でもありますし、自己管理の啓発というところにもつながってきますので、このあたりの評価シートを拝見しながら、当局ではどのような分析をなさっているのかという点について、もっと詳しく教えていただけたらと思っております。質問がおかしいですかね。セルフチェック事業で、参加者の意見集約、私がちょっと見たのが主要施策の成果で参加者の意見集約を図ったと書かれてありましたので、まずはそのあたりを確認させてください。

○柏木健康増進課長

平成30年度の職場で体力アップ事業参加者104名に、健康記録帳に対する意見を聞き集約いたしました。

この主な意見を申し上げますと、健康記録帳の形式についてはA4サイズでノートや日記記録形式がよいという意見が40歳から60歳の方に多く、またスマートフォンのアプリがあるとよいという意見が20歳から30歳の方に多くありました。記録が1か月から3か月できるもの、カラーが見やすくやる気が出る、応援メッセージ、健康のコラムがあるとよい、光市の名所、店舗やウォーキングコースの紹介、ご当地キャラクターが応援するなど、光市の特色があると良いとの意見がありまして、そういった意見を取り入れて今年度の策定に結びつけております。

○磯部委員

具体的なことがいろんな中でわからなかったもので、こうやって、けさのときにそういうことを聞かれるというのは、非常にありがたいことだと思いますので、議員さんも言われましたけれども、やはり啓発、自己啓発と自己管理という面では、あまり予算はかかわっておりませんが、こういった視点を広めていくというのは大変重要だと思いますので、また年次的にこの取り組みの内容なども少しお示しいただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○河村委員

119ページの牛島保健衛生事業の中の牛島救急患者搬送補助金1万5,000円、恐らく1回分だと思うんですが、どのような状況だったですか。

○柏木健康増進課長

島の方が、調子が悪いとの連絡がありまして、それによって救急搬送、高木の船による救急搬送を行っております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○柏木健康増進課長

すみません、市が指定している民間事業所の船によって搬送されたものでございます。1件です。

○河村委員

恐らくそれで予想できるんですが、要は患者さんがどのような状況じゃったかなど。恐らくいつでも起こるようなことだと思うんですよ。高木さんがやめられたということも含めて、準備ちゅうのはどういうふうにしちよきゃあええかなという思いでちょっと聞いてみますので、状態がわかれば、わからんにゃあまた。

○柏木健康増進課長

搬送された方は、血圧不安定によるめまい、ふらつきで入院をされましたが、軽快して退院されております。

○河村委員

恐らく予防ということではないですが、そういうときには事前に、島の人は島の人でよく考えておられるとは思いますが、早目、早目の受診をしていただけたらと思います。

それから、121ページの下段、病院事業会計繰出金のところで、繰り出し基準の中にバスの運行についても繰り出し基準に入っておったんですが、今、病院間だけをこう行く、ただのバスなんですよね。やはり、あれがせつかく税金を導入するんなら、もう少し、いきめのきいた運行があるんじゃないかと、バスの運行の中身ですよ、そういった、要は今病院に任せたやり方しかできてない、それをもう少し指導を、お金を払うんじゃないから、そのときに指導することはできんのかどうかですね。

○森重副市長

合併後に、2つの公立病院を存続をするという判断をし、2つの病院についてそれぞれ機能分化し、1つの病院として位置づけていく中で、病院間のバスについては現在、運行をしているところでございます。委員御提言の趣旨はよく私自身も理解をしておりますが、一方では道路運送法などさまざまな規制がございまして、調整が必要になってくるわけでございます。今後、所管のほうで地域内交通であったり、光市全体の公共交通というような視点で、現在、検討しておりますことから、可能であればそういった委員御提言の趣旨というのを取り入れなければなりません、現行の道路運送法等々の状況によりますと、非常にハードルが高いというのが現状でございます。御理解賜りたいと存じます。

○河村委員

決算じゃからこれ以上言いませんが、そんなことは百も承知の上で、地域の実情にあった運行というのが恐らく求められておりますので、ぜひよりよい税金の使い道をお願いしたと思います。

それから129ページ上段、休日診療所なんですけど、どういうふうにとめられておるかわかりませんが、私はよく休日診療所の、光の場合は新聞なんかで必ず、内科も、外科もということで休日診療所と言うんですが、一般の人に言わすと、きょうは誰がやってんですかと、内科の人なんじゃろうか、外科の人なんじゃろうかということを含めて、あと行ってから、ああ、またよそへ行かにかいけんというような話も聞くんですが、そんな苦情みたいなものはないですか。

○柏木健康増進課長

今、内科については、小児科の場合は書いており、小児科の場合は小児が利用しやすいように、子ども救急まで行かなくて済むようにという形で、記者発表でもしているのですが、先生がやはり都合が悪くて入れかわったりしますので、よくお電話で問い合わせて来られる方、そして小児科の先生だと自分の患者さんたちがもし具合が悪くなったら、自分はこの日に大体執務をするよというのをお伝えされているようなところがありまして、大きな苦情としてはいただいておりません。

○河村委員

今、光市の小児科の先生は、建設的なのというか、前向きなのというか、いい先生、たくさんいらっしゃるんで、今、徳中なんかでも受診する機会をいただいておりますので、当然、小児科じゃったら行きたいというふうな患者さんも多いと思うんですよ。

私がよく聞くのは、やっぱり外科で行ったりするときに、内科さんじゃたらとか、あるいは反対のケースやなんかのその不安について、市立病院も救急でいけば救急窓口やってもらえるんで、ある意味で言やあ機能分化、休日診療所がないから市立病院は外科とか、両方やりよるかいね。何かそういうふうな形でもええから、より多くの方が受診できるような形が取ればええと思うんですが、それは取ってれば取っておるでええですけど。

○柏木健康増進課長

休日診療所はあくまでも一次救急を担うものですから、光総合病院とかは2次とか受けますので、やはりそういう意味では一次的な医療を担うものと考えております。

○河村委員

1次救急、2次救急というふうになるとまたややこしい問題も出てくるんですが、うちの市立病院は1次救急を積極的に今、やりよってのいね。だから、そういう意味じゃあ、市立病院の救急のあり方というのは変化させればええのかもわかりませんが、一方ではそういった御意見があるということをちょっと頭に入れて、今のお医者さん、きよ

うは何があるというような形の、医者の名前は特定しなくても、内科なのか、外科なのかとか、そういった、両方やりよるんかいね。そうか。そうするとやっぱり名前の特定をじゃね、できることならそういったことも考えていただいたらと思います。

以上です。

○委員長

最後に、福祉保健部所管分全体を通して、質疑のある方はご発言をお願いいたします。

○土橋委員

保育園の臨時職員賃金のところで、私の聞き違いなんかどうなのかわからないんで、これだけは確かめておきたいんで、臨時職員は51人分というふうに言われたと思うんですが、これに間違いはないですか。

○西村子ども家庭課長

保育士の臨時職員、給食の臨時職員、パートで51人でございます。

○土橋委員

そうすると、正職は何人おられるんですか。

○西村子ども家庭課長

正職員は22名で、再任用が3名で25人でございます。

○土橋委員

じゃあ正職員が25名で、臨時の方がその倍ぐらいおると。それは臨時の中身ですけども、なぜ臨時なんですか。

○西村子ども家庭課長

産休代替等もございまして、あとは障害児保育等の加算、それと保育所の開所時間が朝の7時から夜の7時まで開所しておりますので、そういった勤務ローテーションとかそういった関係で確保しておるところでございます。

○土橋委員

それは、役所の都合ですか、それともどっちの都合なんですか。間違えないように言うてちょうだいよ、ここが問題なんじゃから。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○土橋委員

すーっと聞いてるとそうなるけれども、そりゃあ実際に、そりゃあね、考えてみたら、

働く人の側に立った考え方と言やあ、きれいごとに聞こえるだけの話であって、やはり公立の保育所ですから、このところが台無しになってしまうと民間はもうガチャガチャになってしまうからね、だからそうだとするならば、労働条件の問題にもすぐ絡むわけですから、その辺のところはちゃんとしてもらいたいということだけは申し上げておきたい。

○河村委員

高齢者就労事業でさっき聞き洩らしたんですが、就労事業管理委託料32万円、どういう管理をしていただいているのか。まずそこから聞きましょうか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

高齢者就労委託事業管理委託でございますけれども、現場間の連絡調整であったり、人員配置とか人員の管理、こういったことを行っております。

○河村委員

それじゃあ高齢者就労者の配置ちゅうか、車で移動したり、そういった業務をしていただいているということ。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

送迎まではいたしておりませんが、出退勤の管理であったりとか、そういったところもお願いしているところでございます。

○河村委員

その業務はどこでやりよる。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

光市高齢者就労事業運営協議会というところに委託をいたしております。

○河村委員

その運営協議会ちゅうのは今、図書館のところの下にあるあの建物じゃあない。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

そのお見込みのとおりでございます。

○河村委員

あそこは地代、もろうちよらんよ。でも管理料は出すんやね。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

あくまでも労務管理に関する部分の委託料でございますので、団体の運営であったり

とか、そういったものを対象にした委託料ではございませんので、施設の使用料というのは含んでおりません。

○河村委員
ええです。

討 論

○土橋委員

私は最低生活を保障する制度までも、その引き下げを行うという、そういう内容になっておりますけども、セーフティーネットは言葉だけというふうに聞こえてならないと。残念ながら最初の生活保護の関係で言いますと、とてもじゃないけども賛成できるものではないということだけは申し上げておきたい。

採 決：賛成多数「認定すべきもの」

②追加認定第9号 平成30年度光市介護保険特別会計歳入歳出決算について

説 明：松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○河村委員

247ページ。不納欠損でございますが、生活困窮者が80人、恐らく聞き取りをされたんだと思うんですが、249ページの下段のところ、低所得者保険料軽減繰入金823万3,000円というのがあるんですが、これとの関係を含めて、例えば生活困窮者で現在も継続してお住まいになっておられるのかどうか、そういったところでの分析も含めてちょっと教えていただきたらと思っております。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

低所得者負担軽減繰入金の関係と、あと不納欠損の関係ということでございますけども、低所得者負担軽減につきましては介護保険料の段階が、基準があって、段階的に所得に応じて保険料が決まるようになっておりますけども、その中の、すみません、主要施策の成果の283ページにその段階区分をお示ししておりますけれども、この中の第1段階に該当する方の軽減分に対して、歳入のほうで言えば、これに対しての国の負担があるというものでございます。基準額の0.5がもともとの基準になるんですけども、そこからさらに0.05を差し引いた額が徴収額になるものでございます。これは市のほうが歳入としていただいて、保険料の軽減を図っているという分でございます。不納欠損につきましては、この保険料となってもなお生活困窮等によって収納をいただけなかつ

た方に対して不納欠損という形で時効を迎えたものについて法の規定に基づいて処理をしているというところでございます。

○河村委員

現状についてのお尋ねをしたと思うんです。要するに、不納欠損になった方がまだお住まいで、介護保険を利用されるというか、適用される方なのかどうかと。

それで、この今のお話で行くと、第1段階は住民非課税、あるいは生活保護受給者という話なんですけど、そういう方ではないけれども、何らかの特段の事情があってお支払いができないと。その方がそうは言ってもまだお住まいになって、現在も保険料がかかっている。そうすると、そういう人は当然、生活保護は受けられるというふうにもなるんですが、その辺の現状をちょっと教えてください。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

不納欠損と言いますか、まずどんな方が滞納をされているのかというところになりますけども、特別徴収の方につきましては、先ほど申しましたように年金天引きという形で100%の収納率というふうになっております。

普通徴収の方、納付書をお送りして保険料を納めていただく方が滞納者になられるというケースになるんですけれども、普通徴収の中でも通常言いますと、65歳到達した年度についてのみ普通徴収で年金天引きになりますので、年金もらわれている方は翌年度の分からは天引きになります。ですから、例えば8月に誕生日を迎えられましたという方についてはその月以降の納期が来る分の普通徴収分、保険料の部分が普通徴収になるというのが一般的なんですけれども、普通徴収の中でも長期間普通徴収になられる方がいらっしゃいます。これは、年金額が年額18万円に満たない人と、年金を担保に借金をされている方、こういった方が長期にわたって普通徴収ということになって、こういった方が高額滞納というようなことになるようなケースが非常に多うございます。

不納欠損につきましては、介護保険法の中に規定がございまして、2年で時効を迎えます。途中、ほかの税や料と同じように一部の入金や分納制約をした場合には時効の中断が図られますけども、そこを起算にまた2年間ということになるろうかと思えます。

未納されてる方、不納欠損になってもまだ未納を続けられるのかということなんですけれども、実際にはそういった方も当然いらっしゃいます。未納が続けられた場合には、介護サービスを利用されるときペナルティーというのがかかってくるようになります。利用者負担が1割、2割の方は3割とか、3割負担の方は4割等なって、一定の期間ですけれども、そういった期間が設けられるようになります。この期間については過去のその未納の期間に応じて一定の基準により算出算定されるようになるんですけれども、利用されない場合はいいというわけじゃないですけれども、利用されないときにはそもそもありませんけども、例えば介護保険料を払ってなくて、いざとなって施設入所になったというような場合には、かなり高額の負担ということになってまいりますので、ぜひ介護保険料はお支払いいただきたいというところでございます。しかもこういったときには、高額サービス、高額となったときに一定基準を超えたときには払い戻しがあ

ったりとかというサービスがあるんですが、当然、こういうサービスは受けられませんし、部屋代であったりとか、食費であったりというものの負担軽減というのもありますけれども、これも受けることができないというような現状となっております。

委員のお問い合わせのような、不納欠損された方がいまだに保険料が課されているのかという部分については、お見込みのとおりでございます。

○河村委員

極力そういうことにならないようにぜひ対応をお願いしたらと思います。

それから、259ページの下段です。先ほど地域ふれあいサロン活動支援事業委託料ということで、看護師を1人から2人体制にしたということです。私のところでも、一昨年自治会からもつくって、いきいきサロンを始めまして、毎月1回やっぱり集まったりすることで、独居の、特に御婦人の方で、ずーっと家庭に引きこもっておられる方が出て来られるようになって、そういう意味じゃあすごい効果がありますし、看護師さんなんかを月に1回、あるいは2カ月に1回来ていただくと大変ありがたいんです。そういった意味合いでは、さっき老人クラブが各地区にあったんですが、1つの単位クラブについては1つのサロンをやるとか、何かそういった推進策があれば、私は全く行ってないんですが、いきいき体操みたいなやつを結構、皆一生懸命やりよるんで、それも元気な人がやりよるからちょっとびっくりして、ああ、これはちょっと頭を切りかえんにやいけんと、こう思いましたので、ぜひこういったサロンの支援策を充実させていただいて、介護予防につなげていただいたらと思います。

それと、261ページの認知症のほうなんですけど、社会福祉協議会の支援で認知症訓練みたいなことをやってるんですが、それもこれでええですかね。

やはりさっき福祉委員の話があって、福祉委員というのは自治会から選出をした福祉委員ですから、地域のことでいろいろこうやりたいという方も、もちろんやりたくないという人もおるんですが、やりたいという方も一定程度おられて、認知症の訓練等にも参加をしたいというふうに思う方もおるんですよね、実際にはね。そうは言いながら、最近の傾向もあるんですが、子どもを使って訓練をやろうというようなことで、どうもそこが納得できない。学校なら学校でやったらええ。それでやっぱりこういう地域の訓練は地域でやったらええと私は思うんですが、そういうこう意識づけみたいなものがあるんですか、ない。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

認知症高齢者等声かけ訓練の関係だと思うんですけども、一応、この声かけ訓練は、この事業を実施していただける団体に委託料を払って実施をしていただいております。ということで、実施団体のほうの意向で小学校だったりとか、中学校とタイアップをして地域の人たちと一緒にこの訓練を実施しているというような形で今はなっております。委託先の実施団体が学校とのコラボということでともに実施をしてるのが現状であります。

○河村委員

おっしゃるとおりなんですけど、この間、聞いておられたかどうか分かりませんが、小学校で今回2年目なんですけど、2年目をやるに当たって、学校は学校で自分とこのカリキュラムを消化できんというような苦情もあったりするんで、この事業そのものがやっぱり地域力を高めること、地域力というのは地域の中でいろんな問題点を解決すると。そのために子どもが必要なときもあるんですけど、通常はやはり大人の訓練なんで、そのあたりのところへ憂慮していただいたら助かりますのでよろしくお願いをいたします。以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

3 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成30年度光市一般会計歳入歳出決算について（環境所管分）

説明：①植本環境政策課長 ～別紙

○河村委員

127ページの公害対策費の下段、放置自動車の対策事業で、現状をちょっと教えてもらっていいですか。

○植本環境政策課長

放置自動車の現状でございますが、平成30年度におきましては、1台ほど、市有地に放置自動車と認定されたものがございまして、これにつきましては、所管課が使用者を探しまして、その家族が撤去が完了しているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

中段のところで、環境衛生総務事務費のところで土地借上料のところがありましたが、室積の墓地をお借りしておるといふことで、公平性の観点から、土地代については、利用者に求めるという方針もお持ちだったと思いますが、現在の状況がわかればお願いをいたします。

○植本環境政策課長

現在も墓所の入口の看板も設置いたしまして、毎回、定期的に参拝状況の確認を行うなどして、墓地使用者の把握に努めております。

以上でございます。

○河村委員

何人墓所におられて、そのうち、何人に連絡がとれたのか。じゃあ、とれた方の中で、そういった管理組合といいますか、そういったものに話ができただろうか、もうちょっと前へ進めた話をしてください。

○植本環境政策課長

まず、墓地というか、区画の数が190程度ございまして、そのうち、墓碑の撤去等がございまして、大体約150ぐらい墓碑が立っておりまして、そのうち、使用者が判明したのが40名程度ございまして、使用者につきましては、連絡先は確認はしているところでございます。これを続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○河村委員

墓所が190区画あって、そのうち、墓が立っているところが150カ所、そのうち、持ち主が判明したのが40人ということでええですか。

○植本環境政策課長

よろしいです。

○河村委員

その残りの110件の墓になるわけですが、墓地について、もう相当年数、経過をしていますよね。片一方では、西部墓園ももうやめようというところまで来ちよるのに、何でこの状況で、市がずっと墓地の借り代を負担をしてやらなければいけないのかというのがよう理解できんのですが、告知をされたらどうですか。現況の中で、お盆等に恐らく帰ってきてても、それ見てないかもわかりませんから、利用者に、この墓所について、令和元年度をもって閉鎖するとかね、何かそんなものが必要になる。

要は、墓所をお持ちの方の調査をするということで、市がお金を出すことで、当たり前だというふうに恐らくとらえたとしたら、その考え方を考えるためには、何か大変必要なものがあるんじゃないかと思います。

決算ですから、もう済んだことについてということにもなりますが、そのぐらいの気持ちで前に取り組んでいかないと解決しませんよ。もう、さっきも言うたように、今年度末で西部墓園閉じるんでしょ。特別会計をやめて、一般会計へ戻そうと、こういう話やから、何ぼでもここを膨らんで、どうしようもなくなるよ。もう答えはええですから、仕事をしていただくようお願いをしておきます。

それから、その下段のアルゼンチンアリになるんですが、消耗品費ということで9万8,000円、薬剤だと思いますが、それまでの取り組みは四十数万円投入して、なかなか撲滅にはならなかった。

この間聞いた話では、みたら保育園の父兄なのか、先生なのかわかりませんが、利用者の車の中に大量のアリが生息したということも聞きましたので、こういう今、状況で進めて撲滅できるんじゃないだろうか。いかがです。

○植本環境政策課長

こちらといたしましては、住民の方々と一緒に、撲滅までといいましょうか、それを目指して頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○河村委員

住民の人と一緒にというんじゃなくて、撲滅をするのは市のことで、住民にとっては、自分の敷地について、要は、アリがおらんようになってくれればええわけね。最終的に、地域全体からそのアリを駆除するのは市じゃないの。

あなたの話にはいつも、いやいや住民が、住民がと、こういうふうに言われるけれど

も、何ぼ住民がやっても、最後、空き地であるとか、道路であるとか、河川であるとか、そういったところに、最終的にはアリが逃げ込むんでね。そこは残ってしまう。そうすると、今まで6年間取り組んだ以上に、何か馬力を挙げて取り組まんと、撲滅することはできんと、こう思うわけですが、いかがですか。

○植本環境政策課長

そういった空き家・空き地、先ほど委員さん言われた空き家・空き地も含めまして、一応こちらも、こちらだけでは、なかなか住民の方々の御協力も必要なので、こちらもどんどん進めていきたいと思っておりますが、そういった地元との協議の中で、一緒になって進めていきたいというふうに考えています。

○河村委員

話が前へ出んからあれなんです、さっき、みたら保育園の話をしましたよね。現実的には、車でアリそのものがもう移動して、市内あちこちに、もう点在しよるんじゃないかね。どうなん。

○植本環境政策課長

一応、こちらホームページとか広報のほうで、アルゼンチンアリの周知には努めているんですが、市内でアルゼンチンアリらしきものがあるという、室積地区以外でも連絡は、今まで5件程度ぐらいございましたが、現地で職員が確認したところ、アルゼンチンアリではなかったという、全て、今のところ、そういう状況でございます。

○河村委員

それは、今までの結果からそういう状況だというのはあれですが、そうじゃなくて、特定のあそこに通っておられる先生なのか、あるいは父兄なのかわかりませんが、特定の方が車で移動している、そのことについて何も思わん。

○植本環境政策課長

車の中にいたのがアルゼンチンアリかどうかというのは、ちょっとまだ、こちらとしてもはっきりと見てないんですし、ちょっとわかりませんが、一応、持ち主の方についてはアリが寄りつかないような環境に努めていただくようお願いはいたしました。

以上でございます。

説 明：②小山環境事業課長 ～別紙

質 疑：なし

説 明：③中本深山浄苑長 ～別紙

質 疑：なし

説 明：④山本下水道課下水道技術担当課長 ～別紙

質 疑：なし

○委員長

最後に、環境部所管分全体を通して、質疑のある方は、ご発言をお願いいたします。

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②追加認定第7号 平成30年度光市墓園特別会計歳入歳出決算について

説 明：植本環境政策課長 ～別紙

○森戸委員

本年度末の使用許可数が354カ所の大和あじさい苑について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

決算書の231ページなのですが、委託料についてお尋ねをいたしますが、鍵管理の委託料、清掃委託、墓園管理委託、これはどこに出されてますかね。

○植本環境政策課長

まず、鍵管理委託料につきましては、委託先が有限会社大和タクシー、清掃委託料につきましては、これにつきましては、7月の豪雨災害によりまして土砂が堆積したため、緊急的に土砂の撤去を行ったもので、さくら造園さんをお願いいたしました。最後の墓園管理委託料につきましては、これは西部墓園、大和あじさい苑とも、区画の苑路の掃除とか、のり面の伐採とか、それぞれ業者が違いますので、複数の業者に委託をしているところがございます。

○森戸委員

大体、墓園管理委託の部分で、あじさい苑分はざっとどのぐらいかかっているんですか。

○植本環境政策課長

あじさい苑分につきましては、そのうち67万円程度になっております。
以上でございます。

○森戸委員

鍵管理と清掃委託、管理委託を入れると77万円、約80万円ぐらいがあじさい苑の管理にざっくりかかっているのかなと思います。あと光熱水費とか、その辺が加味されるとは思いますが、それでちょっとお尋ねをするんですが、ちょっと配布資料のほうをごらんいただけたらと思います。

これ、行かれたことがない方があるかもわかりませんが、番号を振っているんですが、まず1番、この1番のちょうど右手に駐車場があって、ずっと坂になっているんですが、さらに、墓所に行くには、ここ車止めがあるんですが、この車止めを、これから先に車で上がろうと思うと、鍵管理しているタクシー会社で鍵を借りて、これをのけて上まで上がっていかなければならないという状況がまず、上まで行くのに前提として、その状況が横たわっているということです。

この2番の写真は、上に行くまでの1番のカーブを曲がり切った後の風景といいますか、3番が上からちょうど下を見たところ、4番が大和あじさい苑のこれ、全体像なんですが、ざっと見ると、恐らくAからJまでの区画があるんですが、恐らく、FからJぐらいまでは、これは使われてないんですかね。3段ぐらいは、F、G、Hあたりは何も墓所の区画が、区割りはされてなかったかもわかりませんが、間違っていたら、後、指摘してください。

5番が車が恐らく突っ込めるところで、ここも1つはFに当たる区画なのかなというところで、ちょっと説明をさせていただきます。

区画の部分に関しては、あとお尋ねしますが、まず、この区画に関して、あいているところはF、G、Hというようなところぐらいの認識でよろしいですかね。

○植本環境政策課長

区画につきましては、今、委員さんの配布資料のAからDまでが区画整備をしております、残りのFからIは造成整備はしておりません。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。FからIが、場所としてはあるが、墓所としてはないというところですね。

これ、いろんな方々から依頼を受けるんですが、要は、この車止めを、鍵を借りて車どめを上げて上まで行くということが大変だということで、その課題をクリアできないかといった質問なんですが、要は、一番上の5番のところに、区画で言うと、Fに当たるところに回転場をつくって車が回れるような形、タクシーが回れるような形をして、さらに、3番のところで離合ができる形、車の離合ができる形を整備することができないかという提案なんですが、高齢化の時代で、上まで車で上がっていきいたいというニー

ズが相当あると聞いておるんですが、そういうふうなことができないものなのか、ちょっと決算の指摘としてはちょっと厳しいところがあるかもわかりませんが、いかがなものかと。次年度に向けて改善できることができないか、お尋ねをしてみたいと思います。

○植本環境政策課長

委員さんが言われるように、今現在、大和あじさい苑の参拝される方につきましては、駐車場に車を止めて、そこから歩いて上がっていただくか、もしくは、設置しております車どめの鍵を借りて、解除して墓地まで上がっていくかということに、そういうやり方をとっております。

現状は、上がられても、車のスペースもさほどないですし、整備となりましたら当然、墓地付近の新たな駐車場の整備も必要になるかと思えます。また、道路につきましても、一応100メートル程度ございますので、カーブもございますので、待避スペースの確保も必要になってまいりますし、また、上がられたところで、急な勾配になっておりますから、道路の凍結とか考えられますから、勾配を緩くした設計というか、そういったこともする必要はあるというふうに考えております。

そういったことも含めて、今後の市営墓地の需要の見通しというのも踏まえて調査をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

私、これ実は4年前も指摘をしたんですが、その後、検討されたことはあるんですか。

○植本環境政策課長

内部では、どういった道路の設置になるかという検討はしております。

以上でございます。

○森戸委員

墓園会計のままだったらなかなか厳しいのかなと思っていたんですが、来年度から一般会計に移行するというので、ぜひ、サービスの向上といいますか、この墓地自体の参拝をするという部分で、ハードルになっている部分ですよね。要は、御先祖様に参るのに、その前に高いハードルがあると。ハードルというのは傾斜があるこの坂道というところがハードルになっていると思いますので、一般会計に移行する中で、ぜひ御検討をいただきたいなと思えますし、先ほど聞きましたけど、あじさい苑の維持管理には80万円程度かかっているということでもありますので、管理自体も、市が直営で管理をするという形ではなくて、これそのものを委託に出すといいますか、どういう形で委託に出すのかわかりませんが、例えば、普賢さんに地代を払って、40万円か50万円ぐらいですかね。地代を払って、実際のところはお寺さんが管理をしている状況だと思えますので、そういう形、ある意味、同様な形になるんじゃないかと思えますので、そういう募集もしてみるとか、そんなことも受けてはいるんじゃないかと思えますので、それ

によって、維持管理費も下げながら、サービスの向上を図りながら、ハード面の障害もクリアにしていくということをぜひ、一般会計に移行する段階でお考えをいただけたらと思いますので、これはお願いと、私的といいますか、改善のお願いをしておきたいと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

③追加認定第8号 平成30年度光市下水道事業特別会計歳入歳出決算について

説 明：中本下水道課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

4 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成30年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：讃井商工観光課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

御説明いただきましてありがとうございます。決算書の153ページの民間バス運行助成事業の中の地方公共交通網形成事業の中のバスロケーションシステム導入補助金というところで、主要施策のほうでは153ページに載っているんですけども、先ほどこの紹介が少しあったというふうに思います。GPSを使ってバスの位置を把握していくんだという。この年度で実際に防長バスと中国JRバス、それぞれ29万7,000円と14万5,000円補助していますけども、具体的にどのようなシステムを導入して、どのような今運行をされているのか御紹介いただけたらと思います。

○讃井商工観光課長

バスロケーションシステムであります。先ほど御説明いたしましたとおり、GPSを用いてバスの位置情報を取得して現在バスがどこの位置にいるかというのをわかった上で、バスの現在地やその到着予定時刻などがパソコンとかスマートフォンで確認できるというシステムであります。実際には画面上はどこに今バスがいるかというのがわかるような形で、利用者にとっての利便性の向上が図られているという状況でございます。

○畠堀委員

その今2社の運行している路線のバスについては、全てそれが適用されて運用されているというふうに考えていいんですか。

○讃井商工観光課長

市内のバス路線についてはそうでございます。

○畠堀委員

ちょっと私の認識不足で、そういったのを導入して利便性が高まるということについては、やはり使用者の要望もあるし、ユーザー拡大につながるんじゃないかと思いますので、ただ、このあたりのPRについてはどのような形でPRされているのか、ちょっとその点、せっかくこういう形で利便性高まっているのに、ちょっと認識というか、余り市民のほうに知られていないんじゃないかという思いもあるんですけど、そのあたりのところのPRの問題と、実際にそれを入れてみて市民の反響について何かモニターされているようなあったことがあったら教えていただけたらと思います。

○讚井商工観光課長

ロケーションシステムの周知ということではありますが、導入直後に記者発表等をして周知を図ったところであります。

市民からどういう意見があったかということですが、特にこのバスロケーションシステムについての御意見などは寄せられておりません。

以上でございます。

○畠堀委員

大変良いシステムを入れたので市民の反響がないというのもちょっと、市民が知らないから反響がないだけじゃないかという気もしないではないんですけども、そのあたりのところについてはしっかりPRいただいて、やはりバスの利用者を増やしていくということで考えて取り組んでいかなければいけないんだろうと思いますので、そういう方向でぜひ積極的な取り組みをお願いしておきたいのと、あとこのシステムについてはこの2社への導入で一応一段落しているのか、そこの辺の考え方について何かありますか。

○讚井商工観光課長

現在のところ、このバスロケーションシステムにつきましては、今の2社ということになっております。

以上でございます。

○畠堀委員

市内にはほかにも市が運営するバス等もありますので、特にバスについては交通事情によって若干遅れたりするようなことがありますので、利用者としてそのあたりバスがどこにいるのかというようなところがわかれば安心して利用できるんじゃないかと思えますし、そういった意味からやはり使用者の安心感を担保していくということは大事なんじゃないかと思えますので、ぜひそのあたりのところについては、今後の取り組みとして御検討いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

それからもう1点は、155ページのにぎわい創出事業ですけども、こちらのほうについては決算書の中で地域力活用強化事業補助金と光まつりが上がっているんですけども、地域力活用強化事業の補助金のほうについては、主要施策の成果のほうにも153ページに載っております。これは商工会、光と大和の商工会議所にそれぞれ370万円と20万円ずつ支給されているんですけども、ここに主なイベントとして列挙されておりますが、商工観光課、市としてこれらの商工会議所等にお金以外で何か支援しているようなことは何かあるんですか。これは多分お金だけを支援しているのか、そのあたりのフォローといいますか、バックアップといいますか、市としてのその対応について何かお披露できるものがあったら教えていただけたらと思います。

○讚井商工観光課長

地域力活用強化事業についてであります。イベントにつきましては、市内商店会が

開催するイベントや商工会議所が中心になって行います光まつりの開催について補助を出しているところなのですが、イベント自体については、それぞれの団体が主催となって会員の皆さんによって運営されるものと考えておりますが、光まつりにつきましては、光まつりの実行委員会のメンバーとして商工観光課職員が加わって参画をして、一緒になって取り組んでいるところであります。

それから、例えば商工会議所のほうでまちゼミという事業に取り組んでいるんですが、これはそれぞれの商店さんが講師となって地域の方々に自分たちの商店の存在とか特徴を知っていただく取り組みですが、このまちゼミについては企画段階から実施団体のオブザーバーとして参画をして、一緒になって取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

光まつりについては、よく光の市の皆さんが積極的にかかわっているというのはよくわかりますし、ただ、今御紹介いただきましたまちゼミについては、新しい取り組みでもございますし、やはりいろんなイベントありますけども、市としてもこれはというようにところに集中特化してやはり育てていく、事業を大きくしていくということも大事なんじゃないかと思っておりますので、そういった意味でまちゼミ、新しい歴史のものですけども、こちらのほうについて一つでもかかわり合っていて、いろいろコーディネートいただくなり、いろんな調整をいただくとか、市ならではの役割というものもあるんだろうと思っておりますので、ぜひさらに充実した大きな事業になるように対応をお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○森戸委員

何点かお尋ねいたしますが、主要施策の成果の154ページでちょっと一連でお尋ねをしてみます。

中小企業の制度融資といいますか、金融対策、金融支援という面で154ページを見ていくと光市は制度融資の状況は不況対策の特別融資がほぼゼロになってきていると見えますか、減ってきて小口融資のほうに今転換をしてきているなというのがこの表から見ていけるので、景気はこう徐々に徐々に上回ってきたのかなと思っております。

それで次のページの155を見ていきますと、創業資金の制度の融資の状況で29年も4件、30年も4件、一番の課題である事業承継も2件の融資があったということでその辺についてちょっとお尋ねをするんですが、この30年度の創業についてはどういった業種の創業があったのかということと、女性の起業に対してはさらに0.1%ぐらいでしたかね、金利の優遇があったと思っておりますが、その辺の中身がわかればお願いします。

○讚井商工観光課長

創業支援でございますが、平成30年度であります。起業・創業者は4名ということで、業種は飲食業、失礼しました。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

○讚井商工観光課長

失礼しました。融資の件数は4件と、その中で業種でございますが、飲食業、建築業、空調・清掃メンテナンス業、設備工事業となっております。その中で女性起業者は1件ということになっております。女性起業につきましては、先ほど委員仰せのとおり、0.1%の優遇措置があります。

以上でございます。

○森戸委員

これ、4件で700万円ということなんですが、こんなもんなんですかね。創業するの
にですね。

○讚井商工観光課長

創業に係る経費自体は把握しておりませんが、融資の申請があったのはこの額と理解
しております。

○森戸委員

創業の部分のどんなことに使われたんですかね、この700万円が。

○讚井商工観光課長

内容は把握していないんですが、創業資金でありますので創業に係る準備にかかわる
部分に使われたものではないかと思われま。

以上です。

○森戸委員

そこまで言っていない、その準備のどういう部分に係る部分に使われたのかというこ
とをお尋ねしているんですが。

○讚井商工観光課長

申しわけございません。今は承知しておりません。

○森戸委員

そこで課題があるなら、その枠が広がるなり、項目が広がるなり、その辺があるんか
なと思いますので、また教えてください。

それと事業承継については、これはどんな事業承継があったんですか。この融資自体
はどのようなものに使われたのか。

○讚井商工観光課長

事業承継であります、2件ございます。これは電気関係の業種と、あとは生花、花ですね、を取り扱う企業でございます。

使途については、申しわけございません、把握はしておりません。

○森戸委員

その事業承継のケースなんですが、親から子とかじゃなくて全く違う、そういう関係がないところでの承継なんですか。2件でいうと。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○讚井商工観光課長

事業承継であります、お一方は親から子への事業承継ということで、こちらのほうは運転資金に使われたのであろうと思われま。

もう一つが、これは第三者の方がその企業を承継したということで、こちらのほうは初期投資に充てられたものと思われま。

以上でございます。

○森戸委員

親子というケースとまた同業が引き継いだということで、非常にこれうまくいったケースだと思いますので、光市としては、金融制度としては創業資金に、創業塾といいますかね、そういうものもつくって力を入れてきていて、事業承継もこれも山口県全体の課題でありますので、全国でたしか2番目だったですかね、この後継者がいない率が高いということで、県としてもこれに力を入れてきて、光市としても力を入れてきて実際に30年度に承継がうまくいったということで、これは素晴らしいことだと思いますので、創業にしても徐々にこういう制度に変えてきていますので、課題があれば商工会等と相談しながら改良を加えて、ビジネスチャンスでもありますので、この創業と事業継承が今後円滑にいくように引き続き努めていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、主要施策の成果の152と153ページでちょっと関連をしますが、これJRのこととひかりぐるりんバス、JRが受けているバスネットということでちょっとお尋ねをいたしますが、光市にはおでかけパスというものがあつたと思います。これは恐らくこのJRさんでやられていたと思うんですが、それが現在なくなっていて、それに関しては、この30年度にやめられたんではないかと思うんですが、復活の声をよく聞くんですが、それに関してはどういう制度だったのかということと、どういう仕組みだったのか、どれぐらいの利用があつたのか、その辺がわかれば教えていただけたらと思います。

○讚井商工観光課長

おでかけパスでございますが、おでかけパスは65歳以上の高齢者を対象として光市と

下松市を運行する中国 J Rバスとぐるりんバスの全路線が乗り放題となる特殊割引定期券ということで、有効期限 6 カ月の定期券ですと 1 万 230 円、有効期限が 12 カ月の定期券が 1 万 9, 420 円で発売をされておりましたが、平成 30 年の 3 月末をもって発売を中止をされたということでございます。

この特殊割引定期券でございますが、交通事業者の取り組みでやっているところでございます。

以上です。

○森戸委員

これの利用に関しては、何かこうデータがありますか。

○讚井商工観光課長

申しわけございません。データはありません。

○森戸委員

この第 2 次総合計画の評価書というものがございますけど、その評価書の 11 ページを見ると、所管課として総合計画から見て目標値を定めているわけなんですけど、市内の J R 駅の利用者数は A という評価、路線バスの年間利用者数でいうと D という評価なんですけど、この J R が増えた理由というのはちょっと何ともよくわかりませんが、路線バスに関しては減ってきている状況があります。現在、免許を返したり、また高齢化、また高齢者の事故も多いということで循環型社会の構築ということもあるんですが、モーダルシフトといいますか、公共交通にシフトしていくということで先ほどのバスロケーションもありますし、いろんな路線を変えたり、乗り入れをしたり、さまざまこの数年頑張ってきておられることだと思うんですが、このバスについては今後結果が出てくるんだろうとは思いますが、30 年度の部分でいうとなかなかその利用者数のほうはふえていない状況が明らかになっていますので、ぜひこういった先ほど質問いたしました、こういったパスの部分に関しては、やはり高齢化時代を迎えて高齢者がどんどん外に出ていく、そうすることでさまざまな効果があるかと思っておりますので、ぜひ、どこまでのレベルかわかりませんが、そういったものの検討が必要じゃないかなと思っておりますので、ぜひ今後の課題として問題提起をしておきたいと思っております。

以上です。

○磯部委員

3 点、確認をさせていただきたいと思っております。

主要施策の成果の 155、156 ページの部分なんですけれども、またそれにあわせて事務事業評価シートも見させていただいた中で今回の決算で少し確認をさせていただきます。

まず、155 ページの光ブランド創出事業に関してですけれども、これは、私たちも早く、いろんな光としてのお土産品、そういうものをしっかりとつくっていただきたいという声もありましたものですから、これは本当に成功していただきたいと応援していた

部分でもございます。

そして、評価シートの中に光ブランド創出事業、特に、光の名前や地域資源を活用した土産品開発等の支援、光ブランド創出事業補助金ということで、ここが業務評価、A、そして重点業務、二重丸というような分析がなされております。これに対して30年度初めていろいろセミナー・名刺交換なども開催された中でこのあたりの事業の成果は、先ほども説明が一定の成果はお話がありましたけれども、その成果の理解のみならず課題について、次につながる課題についてどういうふうにこのあたりを分析なさっているのかまとめたものをお答えいただきたいと思っております。

○讚井商工観光課長

光ブランド創出事業の課題ということではありますが、30年度につきましては4件の補助と光セレクションについては6商品をブランド認定したわけなんですけども、この新規開発の補助金の交付要件として市内産の食材使用というのが必須でありました。これについて、商品開発が限定をされるから開発しづらいというような御意見等をいただいております。こうしたことから地元素材を使用しないで商品開発してもらえるように制度の見直し等を行ったところであります。

以上でございます。

○磯部委員

地元素材を使わない。じゃあ地元素材になかなかそういった商品開発するようなものが余りそろわないといったそういう課題なんですか。

○讚井商工観光課長

そうしたこともあるかと思われま。

○磯部委員

光にはたくさん素材がたくさんあるなと私の中では思っておったんですけども、意外とそういう地元のものでは商品開発がちょっと苦労があるというような御意見ということで、ちょっと私の認識不足であったかなというふうに思っておりますので、このあたりも含めて私も今後いろいろ調べてみたいなというふうに思っておりますので、またそのあたりがわかれば次年度の決算のときにまた教えていただけたらと思っております。何かつけ加えることがあったらどうぞ。

○讚井商工観光課長

先ほど地元素材が少ないという答弁をさせていただいたんですが、ちょっと訂正をいたします。素材としてはいろいろな種類の素材があるわけなんですけども、こういった商品開発をしていくということになると、ある一定程度のまとまった量というのがどうしても必要となってきます。そういったところを確保するところがなかなか難しいというふうに事業者のほうからは聞いております。

以上でございます。

○磯部委員

了解いたしました。以前、いりことかそういうものを粉末にしたお菓子づくりというものも企画されて一生懸命やられた時期もありましたけども、やっぱり専門家と一緒にそれをつくっていかなければなかなか前に進まないといったそういうものも私たちも聞いておりますので、今後そのあたりも含めて課題が克服できるような何か工夫ができたらと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

そして、次の主要施策の成果の156ページに移らせていただきます。

3の観光費というところのまず観光アクションプラン推進事業というところですけども、この評価シートの中にもしっかりとこの成果評価をこの懇話会というものを設置して評価検証するというふうに書かれてありますけれども、このあたりのことについて、取り組みの評価検証を行いましたというふうに書かれているところについて、もう少し詳しくお知らせいただけたらと思います。

○讚井商工観光課長

本市におきましては、30年3月に観光アクションプランを策定しまして、このプランに沿って30年の8月に観光アクションプランの推進懇話会を設置いたしました。懇話会では、10のアクションのうち、伊藤公誕生地としての知名度向上、観光関連産業の拡充、シティーセールスと情報発信の強化の3点を平成30年度の重点施策として掲げておりまして、懇話会では取り組み状況を中心に説明をして委員から御意見をいただいたところであります。その結果、効果的な観光情報の発信に関することや海水浴場以外の海の活用に関すること、それから周南広域でのさらなる連携等について御意見をいただきまして、その意見等を踏まえ今課題解決に向けた取り組みや検討を行っているというところでございます。

以上でございます。

○磯部委員

わかれば、今、海水浴以外の活用とか、また周南圏域全体を含めたそういうものという御意見があったと言いましたけれども、具体的にどのようなお話があったのか言えますか。わかりますか。

○讚井商工観光課長

海水浴場以外に光井にあります交流村の活用でありますとか、フィッシングパーク光の活用なんかが出たと聞いております。

以上です。

○磯部委員

やはりさまざまな人の御意見を頂戴しながら、ある一定の私たちも見方が一定になっ

てしまうので、新しいこうさういう御意見というのは非常にありがたい御意見だと思いますので、そのあたりで光の魅力をもっと広げていただけるようなものになっていったらいいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、もう一つ下の(2)の夏季海水浴場管理運営事業というところでございます。先ほどの中でも海を生かしたさういふものの御提言がありましたけれども、やはり光といえば海、夏の盛りのときにはやっぱり海水浴場で多くの皆様の御利用をいただきたいという思いが私たちの中にもありますけれども、この評価シートの中に特に海水浴場イベント運営業務というところが業務評価Aと重点業務、二重丸というふうなことであらわしてありました。イベントの運営業務といってもさまざまなイベントに取り組んでいらっしゃるんですけども、このあたりの引き続き事業効果の検討を行うため重点業務とされたということについて、平成30年度には今までのいろんな取り組みの中で利用者増を図るための課題としてどのようにこのあたりを分析をなさっているのかというのを簡単にお知らせいただきたいと思えます。

○讚井商工観光課長

課題でございますが、光市の観光の課題としましては、観光素材が点在しているということもあまして、大きな他市のような有名な観光地、全国的に有名な観光地がないというところでさういった観光素材をいかにPRしてつなげていくかということが課題であると思っております。そのため、観光連携推進協議会、周南3市と観光関連団体で構成しております協議会でもって、地域で持っている観光素材をつなぎ合わせたり、広域でPR活動をしていこうといった取り組みを現在しているところでございます。

以上でございます。

○磯部委員

そうですね。光市内さまざまな海水浴場も2カ所ありますし、冠山総合公園、いろいろな、伊藤公、もう各地域でいろんないいものがある。しかしながらその点を線でつなげていく、これは従来からお話をされているところだと思いますけれども、そのあたりがなかなかうまく、市内だけでもそのあたりを強化するということが大事であると思っておりますし、それを含めてやはり周南圏域、また東部の地域の中の観光資源として積極的にさういろいろ誘致していただけるようなPRも私は大切だと思っておりますので、まずは地元のその点を線で結びつけるやり方をどうしていくのか、以前からそれは言われていたところだと思いますので、そこが結果として残るような何か取り組みをぜひこの分析結果から課題としてとっておられるわけですから、次につなげていただきたいということを強くお願いを申し上げて、私からの質問は終わります。

○河村委員

決算書の135ページのシルバー人材センターのところで、助成事業の根拠ですが、ちょっとお示しをいただきたいのと、それから登録者、シルバー人材センターにたくさんの方に御登録をいただいておりますが、よく聞くのは、市のいろんな施設管理をお願い

いをしておって、そういう仕事ならやりたいとこうおっしゃるんですが、なかなかその他の草抜きとかそういったものには余りとこういうふうには仰せの方がたくさんいらっしゃるって、現実的に本当に働く意欲のある人が登録しているかなという実態把握をどの程度されておるのか。知り合いの方でも結構、「もう仕事そのものもええ、ほいじゃがなかなか登録が消せん」とかそんなことも聞くんで、この今のシルバー人材センターの運営補助金の根拠とその登録についてちょっとお示しをください。

○讚井商工観光課長

シルバー人材センターは高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて設置をされておるわけでありまして、この補助金の算定につきましては、この法に基づいて国と市のほうで補助を出しているわけなんですけれども、国の交付上限額と同じ額ということで補助をいたしているところであります。

それから会員なんですけれども、平成30年度につきましては、主要施策の136ページにありますように、平成30年度は606人ということになります。

以上でございます。

○河村委員

国の上限をとということですが、要はもうちょっと中身がわからんのかね。

それから今606人と言われたんですが、その606人の登録が今私が言うたような状況なんで、もう少し掘り下げた調査ができていくかどうか。最近では、公民館なんかでも草刈りやったりいろんなことをボランティアでやってもらっているんで、すごい助かっちゃおるんですが、それとこれとはまた別の話なんでね。

○讚井商工観光課長

補助の根拠につきましては、今資料を持ち合わせておりません。

会員の増強等につきましては、シルバー人材センターの中で高齢者活用現役世代雇用サポート事業という事業に取り組んでおられまして、そこに雇用サポートコーディネーターという方を配置して、会員増強等に関する取り組み、実際に出向いて勧誘をされたりとかそういったことをしていると聞いております。

以上でございます。

○河村委員

わかりました。あとはそういった市のいろんな管理や何かのお願いをしておるところを、例えばみんなが集中するところについては、3年なのか2年なのか、そういったような感じで回すことができればいいかなというふうには思っておりますので、今後のあれにしてください。

それから153ページの先ほどからバスについてちょっとこういろいろお話があったんですが、市営バスと民間バスの助成で全部で3,500万円ぐらいあるんですね。お気づきになっている方もあると思うんですが、今下松からJRが室積公園口、あるいは光から

公園口に行く中で、附属の子どもは別にしたのよね。ね。要するに子どもがたくさんおるんで、その分ほどはちゃんと乗客を別に確保して、観光バスのような格好でこう今行きよるわけですよ。ここのその補助をするというのが、はなから赤字が想定されるようなバス路線を組んで補助をするのかと、考え方よ。それをやっぱり整理をせんにゃいけんのじゃろうと思うんですよ。今バス路線全体の見直しをしようということもようわかるんですが、一日も急いでほしいというのは、例えば3,500万円あったらどこまでのその運行補助ができるのか。一番求めておるのは、朝、病院行く、あるいは昼から病院へ行くというようなその回数的にはそんなにたくさんあるわけじゃないんで、まずその市内全体を見回して満足できるような路線がつくれるかどうかということじゃろうと思うんですいね。この今補助について考え方、赤字になれば何でもええというんじゃないんですよ。もともとぐるりんバス始めるときには補助金は要らないというて始めたんじゃないから。それがいつの間にか補助金対象になってきたという、切りがないですよ。赤字になる。赤字になったら補填してくれりゃバス会社がそれは喜んで運行する。そんなことを続けちゃ絶対にいけないんで、バスに対するちょっと取り組み方。

○讚井商工観光課長

バスに対する補助の考え方ではありますが、必要な路線に対して補助をしているわけではありますが、補助の考え方が、赤字部分を補填するという考え方が根底にあるんで、補助制度の中にですね。

○森重副市長

補助の考え方そのものは、赤字補填の考え方ではございません。バスを運行する上で必要な標準の経費をまず積算をした上で、バスの運賃を引いてそれを補助するわけであって、赤字を補填するものではありません。そのため赤字額が1,000万円あるから1,000万円の補助するのではなくて、運行する上で標準的な経費をまず定めた上でその上からバスの運賃を引いて補助するということが原則であります。ただし、今河村委員からさまざまなバス問題については今御提言をいただきました。バスが必要なときというのは大体朝と夕刻が主なんです。あとは昼間というのはどうしても買い物に行かれたりというような場合があって、全く間がなくていいかといえはそういうことではない。ただ、一方では、どうしてもバスが必要なときに集中しますので、バスの車両の問題であったり、運転士の問題であったり、そうしたことも課題を解決していかなければならない。

これまで光市の場合は、188号を幹線としたバスの運行路線と、光市役所から上島田、周防を經由して現在の周南市熊毛に行く路線が現状あるわけでございます。それ以前は、戸仲から田布施方面にもありましたし、岩田方面にもありました。ただ、これは少しずつそのバスの御利用の方がいらっしゃらなくなったので、やむを得ず廃止をしていく。一方、どうしても従前から廃止できない路線、平均乗車人員、始発から終点まで通して1人以上、始点から終点までをずっと乗っておられる方を平均乗車密度といいます、それが1を下回っている路線が現実にあります。しかしながら、そこをやめるといようなことというのは、現にそのバスを御利用されておられる方もいらっしゃいますので、

なかなかそういったことも今現状できない。じゃどうするのかといったときに、今所管のほうで検討させておりますが、光市内の公共交通についてのあり方をこれからどうしていくのかというようなことも今検討しております。委員からはもう少しスピード感を持ってやれ、しっかり腰を据えてやるんだというような御指摘もいただいておりますので、そこについてはしっかりと我々もスピード感を持ってやらなければならないと思っております。御質問のありました補助金そのものの考え方は、まずは御理解いただきたいのは、赤字補填をするのではないということは御理解をいただきたいと存じます。その上で本当に必要な路線を、我々はどうしても税金というお金を使ってさまざまな施策を講じていくわけでありますから、無駄のないように、また市民の福祉の向上と、現在、事業をされておられる公共交通事業者、バス事業者だけではなく、タクシー事業者の方もいらっしゃると思いますので、このあたりと一緒にあって共存ができる形で、最後は市民の方が少しでも良かったねと言っていたくような施策を講じていきたいと考えています。

○河村委員

もうおっしゃるとおりだと思います。例えばの話がええかどうかわかりませんが、もう十四、五年になりますか、JRがバスネット西日本に委託をして、はたから見るともうこの中国管内でも使わんようになったようなバスを持ってきて走らせると。しかも、自分の土地はよそに貸して、奥のほうへ移って、光市から言えば、脇道を大型のバスが通ることで、物すごい損耗があるわけですよ。だから、バス事業者としてのきちんとした取り組みが本当になされているのかどうか、そのJRさんについては。その辺のところをしっかりと吟味していただいて、本当に早く、待っておられる方もたくさんおる間に、バス事業についてきちんとしていただいたらと思います。

以上です。

説 明：橋本農業委員会事務局長 ～別紙

質 疑：なし

説 明：西村農林水産課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

先ほどちょっと説明で聞き間違えたかと思うんですが、就農促進事業補助金と新規農業就業者定着促進事業補助金で、さきに示したほうは個人の農業者に支給するもので、あとから示したものについては法人への支給するものだというふうな説明があったと思うんですけども、それはそれで間違いなかったでしょうか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

今おっしゃられたとおりでございます。

○畠堀委員

ちょっと具体的な補助額について教えていただけませんかでしょうか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

まず就農促進事業補助金、こちらにつきましては合計で103万円になるかと思いますが、人件費の助成といたしまして50万円、すみません、10万円。それから受け入れ法人の助成に対しまして、93万円となっております。それから、新規農業者就業者の定着促進事業の補助金でございますが、こちらにつきましては合計が152万5,000円になっているかと思いますが、こちらにつきましてはちょっと個人ごとになってしまって、金額が変わりますので、細かい部分についてちょっと説明が難しいんでございますが、一応、人数としましては2名分の助成というふうに、すみません。2名分の助成というふうになっております。

以上でございます。

すみません。申しわけありません。就農促進事業につきましては、すみません、これは個人でなくて、両方とも雇用法人に対して助成及び人件費に対して補助するものでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

確認ですけど、だから就農促進事業補助金は法人に対する補助金で、下の新規農業就業者定着促進事業補助金は、これは個人ということになるんですか。それでいいんですか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

おっしゃられるとおりでございます。

○畠堀委員

個人のほうは今、2名分の補助金の額の合計が百五十何万円だということに理解したんですけども、これに関連して、主要施策の成果の139ページに、新規就農者の推移ということで紹介していただいているんですけども、28年から30年の状況がここに書いてありますが、30年度で見ますと、離農者が2で累計11になっているんですけども、このあたりの離農者と、今残っておられる方になるんだらうと思うんですけども、地域的なものについて、どのような地域の方がなっているのかということと、2名の離農者の離農理由について、お知らせいただけたらと思います。

○弘農林水産課地産地消担当課長

まず、この推移の表につきまして説明をさせていただきますと、これは平成23年度以

降の状況でございまして、平成29年度までは13名の新規就農者がトータルでございましたが、平成30年度に2名の離農ということでございます。内訳につきましては、法人から離農されたのが2名、それから法人から自己経営へと就農形態が変わった方が2名ということになっておりまして、実質的に農業をやめられたという方は2名というふうに理解をしていただければと思います。

なお、この理由につきましては、詳細な部分についてはちょっと把握しかねておりますけれども、ほかのところが変わられたというふうに理解しておるところでございます。以上でございます。

○畠堀委員

すみません、ほかのところって、ほかの地区に行って農業を始めたということですか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

申しわけございません。ほかの業種というふうに理解していただければと思います。以上でございます。

○畠堀委員

参考までに、その離農者なり、残っておる11名の方の、光市内ではどの地区で農業を営んでおられるのか。地区について、少し紹介していただけますか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

多くが、やはり大和地区の方が多く存在しておられます。以上でございます。

○畠堀委員

この表を見るからにも、新規農業者の定着って非常に厳しいんだなというのが伺いられるんです。この表で、3年間で7件の方が新規に入ってこられて、4件の方がやめておられるということで、3件というか3名の方が残っておられるという形になるんですけども、このあたりの定着の難しさだとか、特に今年度は新規就農者はなかったというようなことになるんじゃないかと思うんですけども、片や漁業のほうは割と若い方が増えてきているような感じもするんですけども、この農業の新規の就農の難しさというか、課題というか、そのあたりのことはどのように考えておられるのか、教えていただけますか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

この農業の難しさというところはいろいろあるかと思えます。ただ、今申し上げております数字につきましては、市なり、国なりの支援を受けられた方の新規農業者ということでございますので、実際に直接農業に携われた方ということについては、ちょっと把握をいたしかねているところでございます。

○畠堀委員

もう1点だけ。これは補助を受けた方の実態だということで、それはそれでいいんですけども、その中でも新しく始めた方が7分の4でやめていっているということについては、やはり離農に対するというか、始めた方が何らかの形で困っておったりとか、苦労しているというふうなところがあるんじゃないかと思うんですけども、そのあたりのところをどういうふうに評価されているのかということなんですけどね。

○弘農林水産課地産地消担当課長

ただいま委員のほうから御指摘いただきましたとおり、実際、農業をやめておられるという方も多々いらっしゃるというのは実態でございます。就農自体、取り組むことについては、比較的、こういう言い方をしたら失礼なのかもしれないですけども、安易というところもあって、実際に最初に法人に就職、就農される方が多いので、実際にやってみたら想像以上に厳しいという中で、結果的に何年かされるとやめておられるという実態ではないかなというふうに考えております。

そういったところも、いろいろ指導等、農業大学校で一応、仕組み等も学習して、就農されておられるわけですが、そういった中でも、そういった実態という状況でございますので、何らかのこういった支援のみでなくて、保護策も考えていかなきゃいけないのかなというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

最後になるんですけど、問題点だけ、今後の取り組みについて、今お示しいただいたので、せっかく新規就農制始めた方々なので、その方たちを育てていくというか、継続させていくということも、やはり取り組みの一つではないかと思えますし、その点についても取り組んでいくというような、今のお話だったので、ぜひ期待して、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○弘農林水産課地産地消担当課長

それでは、ちょっとお時間いただきまして、午前中説明いたしました就農促進事業と新規就農者の数等につきまして、改めて整理して説明、訂正をさせていただきます。

まず、就農促進事業につきましては、新規就農者について法人等に対して支援するもので、平成30年度は4名を助成しております。一方、新規農業就業者定着促進事業でございますが、こちらも法人に対して支援するもので、3名分を支援したものでございます。なお、139ページの下段の表の中にあります新規就農者の推移につきましては、主要施策の139ページの下段の表で説明をさせていただきますと、3年間では7名が就農

し、5名が離農しているところでございます。
以上でございます。

○森戸委員

もう1度、不用額のところでちょっとお尋ねをするんですが、農業振興費の、参考資料8ページなんですけど、農業振興費のところ、被災農業者向け経営体制育成支援事業が予算上は1,600万円程度あって、不用になったのが1,150万7,000円ということで、見込みより実績が下回ったということだったんですが、それはそのとおりだと思うんですが、具体的にはどういう理由で設定した枠に届かなかったのか。期間が短かったのか、手続が大変だったのか、PRが不足していたのか、その辺のところの理由がわかれば教えてください。

○弘農林水産課地産地消担当課長

本事業につきましては、12月の補正要求により対応させていただいたところでございますが、積算した復旧費用につきましては、概算による根拠で予算積算をしておりました。その後、対象経費等を精査いたしました結果、必要書類と要件を満たさないという部分が多く上がりました関係で、実績額が少なくなったところでございます。
以上でございます。

○森戸委員

これは確か、農機具とか、その辺が水没したりした部分の仕組みでよかったんですよ。それと、募集期間はどのぐらいありましたかね、募集から締め切りまでの間で。

○弘農林水産課地産地消担当課長

一応、募集につきましては、ホームページあるいは直接郵送等により対応させていただいたんですけども、募集期間としてはちょっと記憶が曖昧なので、今お答えしかねるんですけども、おおむね網羅させていただいたというふうには認識をいたしております。
以上でございます。

○森戸委員

了解しました。

もう1点。主要施策の成果の141ページなんですけど、6番の畜産のところのイの養蜂農家等の状況について、ちょっとお尋ねをいたします。この養蜂農家の戸数なんですけど、今回、3件ふえているんですけど、3戸ふえた理由というんですかね、ちょっと養蜂について、今からお尋ねしようと思いますので、その辺のところからまずお願いします。

○弘農林水産課地産地消担当課長

3件の増加の理由というところについては、少し理由ははっきりしないところではご

ございますが、一応、この養蜂制度の仕組みについて簡単に説明をさせていただきます。
このミツバチの飼育に当たりましては、光市に対してミツバチ飼育届け、こちらを提出
いただくことが必要になっております。また、生業として行おうとする場合には、転飼
許可申請というものを行っていただいて、こちらは県から許可を得る必要がございます。
以上でございます。

○森戸委員

許可制だということがわかったんですが、実際に始めるに当たって、通常の農業とか
よりはミツバチと巣箱のようなものがあつたらすぐできるのかなと思うんですが、そう
いうお金がかかる度合いとか、その辺はどういう認識がございますか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

まず、ミツバチのある程度の固まりというか、群れで、そちらを調達するというか、
そういうことをする必要がありますので、それなりの状況が必要です。それから、当然、
蜂ということもありますので、あまり市街地とかというところに来るのもちょっと難し
いところもありますので、そう簡単にはいかないというふうには認識しておりますが、
昨年につきましては3件増えていらっしゃると思いますので、近年の健康志向等もあつて、ミ
ツバチというか、蜂蜜に興味をお持ちの方が多いいかなというふうには認識をいたして
おります。

以上でございます。

○森戸委員

場所という面では、確かに市街地とかではないところだというのは想像がつくんです
が、そんなに金額的には群数が、1匹どんな、何円なのかというのはわかりませんが、
実際の販売単価というのはすごく高いといえますか、300gで、カナダ産だと七、八百
円するような状況ですから、国産だと恐らくもっとぐらいい金額で販売されるのかなと
思いますから、要は高付加価値といえますか、収益とかそういう面でいっていくと、か
なりいけるのではないかなと私は踏んでいるんですが。市内では、この養蜂家の方、蜂
蜜なり、どういう分布でしょうか、エリア的にいうと、どういうところで、小学校区単
位とかでいうと、どういう分布でやられていますかね。

○弘農林水産課地産地消担当課長

比較的市内全域に分布しておられまして、室積、浅江、光井、それから三井、周防、
それから岩田、塩田等、比較的全体的に、各地区とも多くはないですが、満遍なくとい
う分布をしておるというふうに見られます。

以上でございます。

○森戸委員

よくふるさと祭りとか、いろんなところで流通しているのを見かけますので、私が知

り得る限りでは、三井蜂蜜という名前と、周防蜂蜜という名前がありますので、何が言いたいかという、農業とか漁業に対するリスクの分と比較をすると、始めやすいのかなということと、あとは販売単価も高いということで、付加価値がつけられるのかなということと、そういう各地域の名前を冠して販売していますので、そういうラインアップがあるとブランド化も図れていくのかなと思いますので、ぜひ、養蜂に関しては推奨すべきものなのか、どうかわかりませんが、農業の一つの収益源として推奨していくのはいいのではないかなと思いますので、提言ということで次につなげていただけたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

○磯部委員

3点、お伺いをいたします。まず、主要施策の成果の140ページ、(5)の地産地消推進事業について、お伺いをいたします。あわせて、事務事業評価のものにも上がっておりますので、これもあわせて確認をさせていただきたいと思いますが、これはもう数年前から私も実際、体験農場とか、そういうものを見させていただきましたが、非常に高齢者という意識ではなくて、家族とか、子どもから大人まで、ファミリーで借りられたり、非常に体験をしながら農業の楽しみとか、収穫の喜びとか、そういうものを体験できるということで、非常に今大切な部分ではないかなと思っております。

その中で、今回、30年度は加工品づくりなんかには、多くの参加者がいらっしゃって、ある一定の成果、調理体験、作物を育てるというのは大変難しいので、そのあたりは押しなべてこられていますけれども、加工品、そのあたりをやることによって、随分楽しみも増してきているのではないかなという、表から見て思うんですが。そうは言いながらも、参加者の状況、この評価シートの中でもいろいろな問題点もあると思いますけれども、もう少し具体的に、この成果のあたりをお聞かせいただき、その中でも課題としてどのように次につなげていこうと思ってるのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○弘農林水産課地産地消担当課長

地産地消推進事業の農業体験にかかわるところの御質問かというふうに思います。こちらのところにつきましては、先ほど委員さんのおっしゃられましたとおり、加工品づくり、それから調理体験につきましては非常に大きく伸びがあるところでございます。その中で、農業体験につきましては、昨年は7月豪雨の影響がありましたので、余計に減少というところも見られておりますが、その前年度から若干減っておるというところは認識をいたしているところでございます。こちらにつきましては、既に収穫、あるいは栽培等を、1回収穫したらというふうな認識の方も多くなってきたということで、減少しておるのかなというふうに考えているところでございます。

御指摘いただきましたとおり、この体験につきましては生産者と消費者の相互理解を推進していくためには重要な取り組みであるということは、十分認識しておりますので、引き続き多くの参加が図られますように、さらなる周知等を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○磯部委員

1 回限りではなくて、やはり子どもたちと一緒にまた来年もという継続的な方っていうのはどれぐらいいらっしゃるんですか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

その参加者の内訳については、申しわけございませんけども、集計等はいたしておりません。

○磯部委員

そうなんですね。じゃあ、継続もオーケーということですか。ただ、いろいろ輪を広げるために、1 回体験をすると、次は申し込めないとか、そういうあれはないんですね。

○弘農林水産課地産地消担当課長

そういう縛りはございません。

○磯部委員

周辺の自治体においても、このあたりを十分にやっておられたところもあったんですけども、そのエリアはもう収束されて、やめていらっしゃるりとか、やっぱりそれを受けるところがきちんと、ある程度の生産者や、そういう規模のものでないといけないところがありますので、ある意味、ここでは里の厨、そのあたりが受けて、いろいろ常時、いろんなお手伝いするのは違いましたよね、あけぼの園さんでしたっけ。いろいろお手伝いするところのものですね。やはり、初めての方は台風のときとか、いろんなこととかお勉強する時間も多分あると思うんです。だから、そういうことのサポートも確立されているというところが、私は継続できているところではないかなと思うんですけど、そのあたりの確認をさせてください。

○弘農林水産課地産地消担当課長

こちらにつきましては、基本的に委託事業になっておりますので、里の厨のほうがそういった段取りなりをしておりますので、こちらについても行政のほうとしましても指導なり、支援等を行っていく必要があるかというふうに考えております。

以上でございます。

○磯部委員

里の厨さんが積極的にそのあたりを広めていただくということはわかりますが、委託先とはいえ、モニタリングという形で、せっかくの成果を次につなげていくための分析は、やはりしていくべきだと思っておりますので、そのあたりはしっかりとお願いをいたします。

次に移ります。主要施策の成果の145ページ、評価シートの中では自然敬愛推進事業の中の白砂青松10万本大作戦、毎年、地域の人たちと一緒にあって、このあたりの作業に取り組んでいらっしゃるんですけども、30年度、私も実際にそこでやらせていただいたんですけども、余りにも少なかったもんで、何かこの年に、30年度に、数値的なものも見たら、非常に少ないんですけど、何かあったのかなと思ひまして、そこをちょっと確認をさせていただきたいんですが。

○西村農林水産課長

自然敬愛推進事業、クロマツの植栽についてのお尋ねと思います。平成30年度、目標350本ということになっておりますが、これは、過去3年分の実績の平均ということで、目標値を設定しております。植える場所というところで、松枯れがあるところとか、空いたスペースに例年、考えておりましたが、今年は松枯れも余り見られなかったことや、これまで毎年、ある程度まとまった場所を、位置を決めて植栽を続けた結果、スペースが埋まったということで、今回、61本ということにさせていただいております。

この事業につきましては、むろづみ緑十字清掃・植樹大作戦の中で室積中学校の生徒や連合自治会の方の御協力をいただきながら植栽を続け、かなり松の方が埋まっているような状況となっております。また、こうした活動を通じて、自然敬愛の精神が醸成されることも期待しておりますので、今後とも、こうした事業を継続できるよう、我々も側方支援にはなりますが、支援を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○磯部委員

わかりました。地域の力がやはり大切な部分だと思いますので、そのあたりを今後ともしっかりと継続をしていただくということで、わかりました。ありがとうございます。

最後に、主要施策の149ページ、水産振興事業費というところで、評価シートも見ながら質問をさせていただきますけれども、光の水産業、第6次産業化推進事業、これ私、予算に上がったときに、非常に少ない予算ではあったんですけども、始まりとして非常に期待していたところでもございまして、この30年度を見ても、金額が少ないから云々というわけではないんですけども、業務評価A、重点業務二重丸というところで、それこそ新規漁業就業者の収益増に寄与する、そういう成果も上がっていると、さまざまな期待がかかるころ、6次産業化の中で、どのようにこの30年度を進んでいるのか。前になかなか結果が出てきていない、何か課題があるのか、そのあたりをお示しいただきたいと思ひます。

○弘農林水産課地産地消担当課長

光の水産業6次産業化推進協議会のことについての御質問かというふうに思ひます。平成30年度の協議会につきましては、こちらにありますとおり2回開催をしたところでもございます。その内容につきましては、従前からの協議事項の結果に基づきまして、まずはあかもくの商品化、こちらに向けまして調査研究を行ったところでもございます。そ

の後、水産加工業者と連携して、6次産業化を目指していくということを柱に、地元の加工業者と協議を行ってまいりました。その結果、規格外であるという理由等から、魚価の低いものに加工を施すことによりまして、付加価値をつけていくということで、具体的には小ぶりのレンチョウを使用した加工品を試作したところでございます。

ただ、漁業者自体につきましては、意識として魚等を取ることを一番の目的としておりまして、そのほか、こういったものをみずからの手で加工したり、その加工品を販売していこうという意識は余り高くないということから、本協議会のあり方につきましても内容等を一旦精査していく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○磯部委員

そうなんですね。魚の漁獲が少なくなるからこそ、加工というところで付加価値をつけて、より雇用にもなる、新規の漁業就業者に対しても、やはり継続できるような、そういうものになっていけばいいなというふうなのは、私はとても期待していたんですけども、今、考え方を一度整理してということですので、しっかりと、周辺地域でも、これで成功しているところが結構あると思うんです。そのあたりも含めて検討して、この、せっかくの6次産業化の推進協議会が良い形で周辺地域の、そういった雇用の場にもなる、商品開発もされていますけれども、プラスになるようなことを次の分野でやっていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○河村委員

139ページ、下段、先ほど6次産業化促進事業補助金のところで、機械を導入するお金なんだというふうに聞いたんですが、この6次産業化というのは、例えば受け入れはそういった商品をつくる場所であろうが、農業者であろうが、そんなことは一切こだわらずにと、こういうことなんですが、ちょっと中身をわかりやすく言うてもらったら。

○弘農林水産課地産地消担当課長

6次産業化の推進事業についての御質問でございます。6次産業化の事業につきましては、農林水産物を一定程度加工することによって、付加価値を増す。そこで品物単価を向上したりとか、販路を拡大したりとかによりまして、第1次産業従事者の所得を向上させるということが主な目的であろうというふうに考えております。

今年度の6次産業化の促進事業ということで、機械設備の導入に対する制度、こちらにつきましては、昨年度から整備をしたところでございますが、昨年度は1件、12万円の支援にとどまったところで、こちらにつきましては引き続き周知して、利用促進を図っていく必要があると考えてはおります。

以上でございます。

○河村委員

そこまでなら読めるんじゃないけど、そうじゃなくて、その1件というのは、商品をつくったところが機械を購入するのに補助を出したのか、要は生産者がそういう加工をするために機械を導入したのに補助を出したのか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

一応、生産者が自分のところの作物を使って、地元産を使って、具体的には加工餅にかかわる機器を購入されたものでございます。

以上です。

○河村委員

じゃあ、米粉とかそういった類いの機械なのね。はい。

次いきますね。141ページ、土地改良事業借入金償還というのが、中ほどですね、県営土地改良事業借入金償還補助金630万6,000円という、通常、圃場整備や何かをやったりすると自己負担分が8%だったですかね、これは何ですか、償還金に対して、なおかつ補助をしようと、こういう話なんですか、もうちょっと詳しく。

○西村農林水産課長

県営土地改良事業借入金償還補助金についてのお尋ねと思います。この事業は、昭和56年に県が実施主体となって実施いたしました圃場整備事業、これ塩田地区で実施されたんですが、この事業で地元が負担いたしました負担額に対して償還補助をするというものでございます。この事業終了後から、ずっと償還を続けて、今現在まで至っておるというところでございます。

以上でございます。

○河村委員

いやだから、恐らく地元負担金の償還金というのは、総事業費の8%とかということなんじゃないんですか。その8%の返済をするのに、なおかつまだこれは補助しようと、こういう話ですか。

○西村農林水産課長

当時の地元負担金の額を事業自体かなり大きな事業だったんです。これは25%負担額があったんですが、それを20年とか長い年月に分けて償還してまいって、今年度、まだ現状も続いておるというところでございます。

以上でございます。

○河村委員

私の聞き方が悪いんじゃないだろうね。当時、事業費があって、25%を負担したと。その負担金が余りに大き過ぎるんで、例えばうちで言えば8%が負担金なんで、その差額を償

還に充てよる、市のほうからですね。その大もとの分配というか、中身を。

○西村農林水産課長

当時の事業の負担割合が、国が50%、県が25%、そして地元が25%ということで、その25%分について、市が償還していく13.75%の償還金を特別補助している事業でございます。

○河村委員

ということは、もともと町の負担が13.75%を、今うちが肩がわりして払いよると。はい、わかりました。

それから、土地改良の施設管理事業というのがその下にあります。309万2,000円、これは、ちょっと事業の説明をお願いしてもらってもいいですか。

○西村農林水産課長

土地改良施設管理事業の内容についての御質問です。最初の消耗品費について、これはトンネルの電球がナトリウム電球ということで、平成31年3月末をもって生産中止になるということで、3カ年分ぐらいの保存用として、原材料費で電球のストックを購入したものです。2番目がトンネルの照明電気代で、3番目の修繕料が電球の更新に使う、電気の取りかえにかかる費用でございます。

最後の、道水路補修用資材、これは地元自治会が水路の維持修繕を行うために1自治会につき、年10万円を支給する、原材料支給の原資となります。

以上でございます。

○河村委員

これはトンネルは、今そこの大和へ行く光井のトンネルなんですね。これは県から委託を受けてということでええですか。全くそうじゃない。

○西村農林水産課長

周南広域農道の維持管理については、光市のほうが実施することとなっております。

以上でございます。

○河村委員

その道水路の補修用資材1自治会につき10万円というのは、うちは該当してないで。光井のほうは。うちも該当しとる。もらいよる。

○西村農林水産課長

これは、市街化区域と市街化調整区域の中で、市外化調整区域が主になるんですが、水路の方の原材料支給については農業用水の関係、絡みがございますので、農林水産課耕地林務係の方で対応しております。

以上でございます。

○河村委員

143ページ、上段の光市土地改良区合同事務所事務費補助金ということで、710万円ほど出ております。以前にも聞いたことがあるんですが、仕事と、それから人間のバランスが非常に悪かったりするわけですが、どういうふうにとらまえちゃってです。

○西村農林水産課長

光市土地改良区合同事務所事務費補助金の内容というか、認識について、というお尋ねでございますが、現在、土地改良区合同事務所に対して710万円の補助をいたしておりまして、事務所には2名の職員がおりまして、仕事としては、土地改良区の日常の維持管理として、かなりの延長の土地改良区が保有する水路、道路などの維持管理をする必要がありますので、この維持管理の原材料支給対応であったり、占用加工認可事務であったり、補完工事を外注したりとか、今回、平成30年の災害におきましては、災害時の土地改良区及び市が保有する農業用水路など含めて、地元調整などを行ったり、あるいは今後必要となる水利施設の更新に備えて、長寿命化対策を行う、このような事務を行っております。

今年度も、長寿命化に係る補助事業を合同事務所としても、かなり力を入れてやっておりますので、今後とも合同事務所に補助をしていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○河村委員

2名分の職員の人件費かと思うたら、そうじゃあなくて、維持管理そのものの業務委託をしていると。

○西村農林水産課長

あくまで人件費です。その事務として維持管理事務を行っているということでございます。

以上でございます。

○河村委員

私の思うちょっとおりにんで、710万円そのものは人件費そのものなのよね。光市全部の、じゃあ土地改良にいろんなかかわるものについて、全て賄ってくれているわけではないで、昔に聞いたときには、今の塩田のさっき償還金の集金とか、何かそんなことをやっているというふうに聞いたんですが、2人分の業務があるという認識でええですか。

○西村農林水産課長

先ほども御説明いたしました、土地改良区合同事務所の事務は償還金だけではございません。平成29年度まで塩田地区におきまして、浅層暗渠整備を30ha、40haを整備して、ぬかるみ等の解消を行ったところでございます。

今後も、こうした土地改良事業、取水堰、水路の更新だとか、土地改良区が所有する用水路の更新であるとか、ポンプ施設の更新等の土地改良区事業を進めていかなければならないことから、合同事務所がその事務を担う必要があると考えております。

以上でございます。

○河村委員

光のほうは解散して、ある意味で言えば、いろんな資産をお持ちで、もうその当時からいうと相当年数がたって、更新時期が来ているわけです。そういった意味合いでは、また新たにつくるのか、あるいはその今ある土地改良区が手を広げて、区域の枠を広げて対策をしていただけるのかと、そんなことをちょっと考えていただくと、やはりお2人もおられるということであれば、その事業費に見合うものは、しっかり事業費はないと、このお金そのものが税金ということになりますので、しっかりとお願いをしたいと思えます。

それから、145ページの林業のところ、下段、市民の森自然観察林保育事業委託料ということで、コバルトラインの、これはもう市民の森だけがということなんでしょうね。ほかのいろんな7カ所か8カ所、いろんなあれがある中で、当初はもう県のほうでつくっていただいたものですが、この市民の森だけが一応、市の担当ということでええんですか。

○西村農林水産課長

市民の森の維持管理につきましては、市民の森、12カ所ございますが、この部分について光市が維持管理を実施しておるところでございます。

以上でございます。

○河村委員

いろんな名前がついておったと思うんですが、全部がじゃあ今市民の森ということでええんですね、コバルトラインにある。

○西村農林水産課長

コバルトライン沿いにある12カ所の森が市民の森ということで、お名前をちょっと御紹介すると、まず、四季の森、紅葉の谷、はぎの平、自然観察道、市民の森、幸いの森、野鳥の森、関伽の池、やすらぎの森、コバルト台地、いこいの森、かおりの森、この12カ所でございます。

以上でございます。

○河村委員

全部が県がつくったんじゃないけど、一応、もうもらったの。

○西村農林水産課長

整備は県が実施いたしましたが、維持管理の方は光市が担うこととなっております。以上でございます。

○河村委員

それで、当初から防火対策ということで、ツバキをずっとコバルトライン沿いに植えてあるんですね。さっき、特産品のような話があったんですが、今、そのツバキが何か役に立たんかのと思うて、今、頭悩ましょんですが、あのツバキの実は誰のもんですか。

通常は、光市にあるいろんな植樹の分で、例えば、梅であろうがギンナンであろうが市の土地にあるものについては、全部農産係のものというふうに昔は決まっちゃったんじゃないけど、今はどういう状況なんかわからないので。

○西村農林水産課長

誰が所有するかというお話だと思うんですが、市の土地に生えているのであれば市のものなのではないのかなと思います。何が何本生えているということ私を把握しておりませんので、正確なお答えができません。

○河村委員

どういう経緯で、その市民の森ということで委託を受けたのか、そこがよくわからないので、ぜひそういったところは、昔のいろんな申し送りの中に入っているはずなんで、私は今の梅の実がいつの間にか観光のほうで管理しよるとは夢にも思わんから、そんなことがありますので、その辺のところをちょっとやってほしいのと、その辺のちょっと管理の中身をよう確認しちよってください。

それから、有害鳥獣です。

次のページ、147ページなんですけど、今回、174頭ということで、従前、300頭近いイノシシを捕獲をして、それでも、要はイノシシが増えると、こういう話を聞いておったんですが、170頭ぐらいじゃったら、当然、もう増えて困って、もう最近じゃあ、はあ話もせん、イノシシについてという状況は、余り望ましいもんじゃないというふうに思うんです。一回、大きな対策なんかをする必要があると思うんですが、これ、何ページやったですか、146ページですね。

新規狩猟免許取得助成事業ということで、始まった当初は結構たくさんの方が取られて、これは効果が上がると半分思っておったんですが、先日聞いたところによると、猟友会に入って、免許を維持するのに年間2万5,000円ぐらいかかると、免許取るよりはそっちのほうが高くて、とつてもつき合い切れんと、こういう話があったんですが、要は、わなやなんかをやるというのに、こないだ塩田の人の話では、今三十何人の人が免許を取って、みんなが猟友会に入って、お金をすごい、2万5,000円が三十何人もお

る、それだけ皆負担をしよるちゆうことじゃから、そこまでせんにゃあ実が上がりらんと
いう答えにもなるんです。今まで、過去のうちの例でいくと、そんなケース余り対応策
としてはとっていなかったんで、どういうふうにするやあええんじやろうかと思うんで
すが。

毎年、捕獲頭数については、300頭目標ぐらいじゃったと思うんです。それを実行に
移すためには何をせんにゃいけんのんかというのを含めてちょっと。

○弘農林水産課地産地消担当課長

有害鳥獣の件についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、捕獲頭数の件でございますが、こちらは主要施策の成果の145ページにも記載
しておりますとおり、捕獲頭数自体につきましては、平成29年度よりも50頭程度の増加
でございます、多いときと比較しては少ないという状況となっております。

ただ、この捕獲頭数は、市がやっております捕獲奨励金の対象となった頭数で、狩猟
期以外の一般狩猟者が狩猟できない時期、4月から10月までの期間に捕獲した頭数でご
ざいまして、狩猟期に捕獲された頭数や自営わなで捕獲された数は含まれておりませ
ん。実際に捕獲されて駆除されているイノシシにつきましては、県の把握している捕獲頭数、
少しエリアが違いますので、単純に加算できないところなんです、合計で400頭程度
ではないかというふうに考えているところでございます。

また、狩猟免許の更新というか、猟友会の申請時にかかる約2万5,000円程度の負担
についてということでございます。

御指摘のとおり、光地区猟友会への申請ということで、その程度の金額が必要となっ
ているところでございますが、中には、会費がありましたりとか、保険料がありました
りとかが含まれているところでございます。こちらにつきましては、特に保険とかにつ
きましては、各々がどの程度の金額をかけるということで、内容も若干ではございま
すが異なっております。

ただ、この2万5,000円のうち、自営わなを実施するために許可を受けた方につきま
しては、狩猟税が半額になるというふうな助成もあるというふうには聞いております。

以上でございます。

○河村委員

県がとらまえているということを入れれば400頭ぐらいという話やったんですが、じ
ゃあ県はこの周辺地域に、一体何頭生息しちよると考えちよってですか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

市も同様でございますが、県につきましても、何頭いるかというところについては、
把握はしていないのではないかというふうに思われるところでございます。

ちなみに、県全体での捕獲頭数というのは、2万2,000程度ということ捕獲してい
るというふうな数字はいただいているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

もう15年ぐらい前じゃったと思いますが、県は実態調査をやると言うてやめたのいね、途中で。とても把握できない。年に2回お産して、1回に何頭も生まれるということで、もう倍々ゲームのような形でふえていくんで、前にもちよっとお話ししましたけど、1回、きちっとしたキャンペーンじゃないですけど、そういったもので対策をしていただくようなことがいいような気がしますけど。

あと、147ページ、伊藤公の森周辺保育、156万6,000円というのがあるんですが、以前にも聞いたことがあるんですが、何か地元の人が、これは草刈りをやるのに委託料を出しよるんですか、何かどういう団体が受けてこれはやりよってんですか。

○西村農林水産課長

伊藤公の森周辺の森林維持管理事業についてのお尋ねと思います。

これを受託しているのは森林組合でございます。

以上でございます。

○河村委員

森林組合がどこかにまた委託しているということじゃない、森林組合が自分でやりよるとのこと、はい、わかりました。

それから、149ページ、栽培漁業協会の負担金367万3,000円、昔は決算書なんかを出していただきよったんですが、今の光・熊毛栽培漁業協会の総事業費はいくらかとか、あるいは、別に明細を後でいただければそれはそれでええんですが。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○弘農林水産課地産地消担当課長

失礼いたしました。光・熊毛地区の栽培協会の事業費でございますが、一応、7,536万円程度ということになっております。

以上でございます。

○河村委員

事業費が7,536万円で、通常、うちの場合は中間育成をして放流していただくだけなんで、余り売り上げということにはならないわけですが、これ、栽培漁業協会そのものが、要は養殖事業のような形で販売をしよったよね。その売り上げみたいなものが載っています。

○弘農林水産課地産地消担当課長

栽培漁業協会では、公益目的事業として、そういった中間育成放流事業に取り組んでおられます。それと別に、収益事業として、昨年度からは特にクルマエビの生産販売等

を拡大して収益を上げたりしておられますので、各稚魚の育成、ここの収益につきましては、2,400万円程度というふうになっておるかというふうに思います。

以上でございます。

○河村委員

稚魚じゃなくて、クルマエビとフグの養殖事業で2,400万円の売り上げがあるの。

○弘農林水産課地産地消担当課長

いえ、申しわけございません。クルマエビの養殖の収益でございます。

以上でございます。

○河村委員

じゃあ、今、フグの養殖はやっていないということでええですか。ない。

○西村農林水産課長

クルマエビの養殖事業のみだと思います。

○河村委員

収益事業をやると、当然、失敗したりするケースもありますし、今までクルマエビの養殖なんかをやっていた下松なんかを見ても、必ず10年に1回ぐらい病気になったりして、大きな損を出したりすることがあるんで、そのあたりについてはしっかり見ていただいたらと思いますが、この中電からの7億円の、要は協力金については、まだ目減りはしていないということですか。

○西村農林水産課長

運用資金となっている7億円のことについてのお尋ねと思いますが、今、事業全体の事業費の中で、7億円ちょっとが運用資金として扱われておりますので、目減りはしていないと考えております。

以上でございます。

○河村委員

中段の漁場開拓事業補助金400万円、ごみの買い取りというふうに言われたんですが、中身をちょっともう少し詳しく。

○弘農林水産課地産地消担当課長

この事業につきましては、漁師さんが魚をとる際に網で上げたときに、当然ごみ等も一緒にかかってくるということもございますので、そういったところを買い取って処理をします。処理にかなりの経費がかかりますので、漁協のほうで買い取って処理をするというものでございます。

以上でございます。

○河村委員

流れとしちゃあわかるんですが、クリーンなんかのときも、漁場に上がったごみなんかは、一通り皆回収しよるのいね。そうじゃなくて、この補助金という書いてあるということは、その漁協の支店なら支店にお金をあげよるちゅうことやろ。へじゃあ、そのあげるよるものはどういう使い道をされよるのか、要するに、今、漁師さんの数がもうめっきり減っていますから、みんなで分けよると、こういう話じゃなくて、今、ごみが上がったら、どっか置き場を確保して、そこへ業者が来て最終的な要はサーマルリサイクルをするような、引き取りをするお金だというふうになっているのか、その辺の話をせんと。

○弘農林水産課地産地消担当課長

ただいま委員さんが申されましたとおり、一応、港のほうにごみ等を上げて、それを業者等がとりに来て、サーマルなのかどういった処理かはちょっと把握しかねますが、一応、そういった処理するための費用が出ているということでございます。

以上でございます。

○河村委員

とすると、じゃあその総事業費、いくらかかっちゃうん。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○弘農林水産課地産地消担当課長

先ほどの漁場開拓事業に関する質問につきまして、400万円の内訳ということでございますが、一応、漁協に対しまして、処分費の一部を補助するという400万円というふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○河村委員

総事業費は何ぼかって聞いたんじゃないかね。

○弘農林水産課地産地消担当課長

この事業につきましては、806万円程度というふうになっております。

以上でございます。

○河村委員

以上です。

○委員長

最後に、経済部所管分全体を通して、質疑のある方は、ご発言をお願いいたします。

○河村委員

農地の集約ということで、先ほどから今の計画栽培の話とかがあったと思うんです。農地の台帳整理か何かされて、要は農業者に貸すためのとかの整理をしよるわけじゃあないん。違うたかいね。（発言する者あり）

○橋本農業委員会事務局長

台帳整理の項目の御質問ということでいいですか。

○河村委員

はい。

○橋本農業委員会事務局長

農家台帳のシステム補修の関係の御質問ということでよろしいでしょうか。

これが、どういう内容のものかという御説明で。わかりました。

この業務の内容につきましては、農家台帳のシステムに関して正常な運用を維持するための相談とか、国の指定により項目の追加、削除、変更などのシステムの一部を変更する場合等のプログラムの変更、またシステムのバージョンアップに伴うプログラムの変更などの業務を委託しております。

○河村委員

昔は、今の農地の集約をしたりするのに、農業委員会を通して、貸し借りが難しいから、そういった代行をしよったと思うんですが、今、土地の値段が極端に下がったりして、住宅と農地とを合わせて幾らとかそんな話が出たりするんです。昔とはちょっと農地そのものの状況が変化してきているんかなあと。直接、そこへ今農業委員会がどのぐらいかかわれるのかようわかりませんが、昔は、今、農地の集約をするのに結構な手間がかかったんですが、今、こういった農家台帳みたいなものを整理したら、要は農地の貸し借りについて簡単になるとか、そういうことじゃない。

○橋本農業委員会事務局長

農家台帳の整理をすることによって、今の例えば遊休農地とか、今耕作されている農地というのは、台帳上でも把握することはできるようにはなります。今の集約、集積というんですか、そういったことにつきましては、農地中間管理機構という県の方で貸し手と借り手の中間の役で、そこを通してやって、一定の期間が来たらちゃんと土地も返してもらえるようにとか、そういう橋渡しの事業を、今の農業委員会もそうですけど、農政係の方も一緒に協力し合っているということになっております。

以上です。

○河村委員

農家台帳というのは、じゃあ農業委員さん、あるいはもう1個の適正化推進委員さんなんか、要は自分のところの農地を確認をして、今言う耕作放棄地とか休耕田とかそういうものの調査をしたものを載せるという解釈でええんですか。そうじゃない。大体わかったからええです。

○森戸委員

今ちょっとその続きになるかもわからないんですが、主要施策の成果の138ページで、農業総務費の最初の農業事務費のところにんですけど、そこで書いてあるのが、前年度より10haの減少となったと。この10haの部分が今年度分の耕作放棄もしくは、何か転用されたものという認識でよろしいんですか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

そういうことで理解していただいているかと思います。

○森戸委員

そのなった10haの耕作放棄地についてなんですが、要は、転用の形じゃなくて耕作放棄となった部分に関しては、いろんなところで、ずっとこれが残っていくものになっていくんだろうと思うんですが、また復活しない限り。要は、そういうふうな状況になったところが、例えば草が生えたり、林に近くなったりとかして、要は、有害鳥獣の巣になったりとか、草ぼうぼうで民家に影響があるとか、そういう苦情が結構いただくんですが、そういう部分の苦情ないしはどういうふうに把握をされているんですか。いわゆる耕作放棄地の対策というんですか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

耕作放棄地に対する対策ということで、抜本的な対策はちょっと適しているかどうかわかりませんが、基本的には、集落営農法人に管理してもらって、その中で貸し借りとか、まとめて管理していただくとかいうふうなことを、積極的に推進できればというふうには思っているんですが、この各法人につきましても、高齢化もありますし、人数も減ってきておりますので、なかなか事業の実施が難しいというのが現実でございます。以上でございます。

○森戸委員

やっぱり貸し借りされないところが残っていくところが一番の原因、問題のところだと思いますか、そこが要は有害鳥獣の巣になったりとかしてきますので、この辺をどう対策するかが担当の有害鳥獣を減らしていくことにもつながろうかと思っておりますので、農業委員さんを通じて、例えば、適正に管理してくださいよということをやったとしても、例えば草を刈ってくれたりとかしないケースもよくありますので、そういう部分に関して

は、市街化区域内のこういう耕作放棄地に対しては、たしか税金が上がるとか上がらないとかそういう話があったかと思うんですが、そうでないエリアが一番の問題だと思いますが、空き家の適正管理条例に似たような形で、指導なり助言なり、農業委員さんを通じてやるやり方よりもっと強い方式で、適正に管理をしてもらうような手法というのは考えられないですか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

まだそこまで至っていないのが現状でございますので、ちょっとそういったことも、ちょっと研究等もしていく必要があるのかなというふうに思います。

以上でございます。

○森戸委員

年々、増えていきますので、それが有害鳥獣とかにつながっていくと思いますので、ぜひその辺のところは御検討をよろしく願いをいたします。

以上で終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

5 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成30年度光市一般会計歳入歳出決算について〔建設部〕

説 明：酒向道路河川課長 ～別紙

質 疑：なし

説 明：松並都市政策課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

冠山総合公園についてお尋ねをいたします。主要施策の165ページで、成果を見ると、入園者数も含めて、オートキャンプ場、研修室の利用も含めて、全て前年を上回ってきているということで、すばらしい成果だと思います。

この利用料金制については表記がありますが、30年度はどのぐらいの利用料金が指定管理者に入ったのか。この二、三年ぐらいの動きがわかれば、また含めてお願いいたします。

○弥益都市政策課公園緑地担当課長

30年度、約793万円の使用料がございました。昨年度と比較しまして、約20万円の増というところ です。

以上です。

○森戸委員

その利用料金として指定管理者に入るのはどういう部分が、料金というか、それになるんですか。どこまでの部分が。

○弥益都市政策課公園緑地担当課長

大部分はオートキャンプ場になります。

以上です。

○森戸委員

利用料金制というのは、オートキャンプ場と研修費、ここに書いてある部分の2つの部分ということによろしいですか。

○弥益都市政策課公園緑地担当課長

結構です。

以上です。

○森戸委員

わかりました。その利用料金制を入れた結果、こういうふうに入園者もふえてきたということで理解をさせていただきます。

それと、総合計画の評価書の部分で、都市景観の形成というところでD評価がされているわけなんですけど、このD評価は、やっぱり、その原因とすれば、良好な景観の形成に心がけている人の割合が目標値に達しなかったということでDをつけられているんですが、その良好な景観の形成に心がけている人の割合をふやすということは、どういうことなのか。どういうものを政策としてやるのか、その辺のところがわかればお願いいたします。

○松並都市政策課長

成果指標が一番低いD評価になっているんですけれども、これは、策定時と比較してわずかでも下回っていた場合にD評価になるという仕組みになっており、値だけを見てもみますと、済いません、値だけを見てもみますと、近年70%で推移しておりまして、特段低い値ではないと捉えております。

ただ、お尋ねの、どういう政策でもってこの割合を上げていくんだということに関しましては、心がけという問いですので、市民の方々の意識の中で、そういうふうな良好な景観に対する意識がどういうふうに高めていくかということですので、やはりこれは、継続的な啓発活動が必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

そこが非常に難しいところだと思うんですが、具体的にはどうなったら良好な景観になるんですかね。というところがないと、そこまで持っていくことができないんじゃないかなと思うんですけど、その辺のところは何かありますか。

○松並都市政策課長

良好な景観の形成を推し進めるには、市民一人一人が身近な景観に目を向けて、景観を感じ、そして良好な景観に気づくということが大切なのかなと考えております。

このため、さまざまな取り組みを通じて、意識の高揚につながるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○森戸委員

都市計画が思う良好な景観とは、どういったものなんですか。

○松並都市政策課長

景観法が制定をされたわけですが、法では良好な景観の定義はなされておられません。

これは、法で定義することによって、かえって画一的な景観をつくり出すことにつながるのではないかということが、国において議論されたと聞いております。

法による定義はありませんが、良好な景観とはどのようなものなのかと言われると、やはり多くの方々が雰囲気とか、周囲の状況なども含めて居心地がいいなと感じられるもの、少し漠然としたお答えになるかもしれませんが、そういうところが良好な景観というものなのかなというふうに考えております。

○森戸委員

それを実際につくっていくというのは、非常に難しいといえますか、そういうものを公共の空間の中につくっていくとすれば、例えば空間を設計するとか、風景を設計するとか、そういう専門家をお願いをして、あえてつくっていくというようなことが必要ではないかと思うんですが、そういう考えはあるんですか。

○松並都市政策課長

いわゆる風景といいますか、景色を構成していく上で、自然的な要素あるいは人工的な構造物というものもありますし、それから公のもの、私個人のものというようなものもございまして、全体的な景観設計というようなことは、大変難しいところがあると考えておりますが、例えば、多くの人が集う街の拠点などにつきましては、そうした考えのもとでまちづくりや都市づくりを進めていくという視点は、大変重要であると考えております。

以上です。

○森戸委員

以前ですけど、例えば千歳橋の欄干にカモメの絵がありましたよね。それは、不評ということで撤去されたというか、そういう流れがあったと思います。

これは、設計士の方と話していて、そういう話にもなったんですけども、光はそういうものを撤去したよねというような話をしたことがあるんですけども、例えばそういう部分も、最初から設計の人が入っていれば、そういうことにもならなかったでしょうし、例えば三島の河川公園がありますよね。東屋みたいなものが、ひょこっとあるわけなんですけど、すごくできた当初から、私は違和感を感じると思いますか、なかなか車通りというか、その踏切でとまる前のところに誰が座るんだろうかなと、とまって丸見えなのにとというのが、出現したような感じになっていますので、やっぱりそれは、何かその河川公園とか川としての一体的な考えのもとに、そこに何か作為的に配置されていくようなものだろうと思うのですが、そういうものがないので、ぽこっとできたような感じになっているんですけど、例えば大和のコンパクトシティということで、コンパクトシティ化をしたんですが、そういう部分にはそういう景観的な設計の部分が入っているんですか。

具体的に言うと、特に無電、電柱を外に出すという形ではなくて、地中化、当初から地中化していこうとか、そういう発想というのはなかったんですか、良好な景観形成の

ために。

○松並都市政策課長

岩田駅周辺におけるコンパクトなまちづくりを進める上で、良好な景観形成の視点から電線類の地中化につきましては、県のほうで県道光日積線の整備にあわせて検討されたとお聞きをしておりますが、さまざまな事情で実現には至っておりません。

以上でございます。

○森戸委員

金銭的なものもかかるのではと思うんですが、当初から、設計段階からそういうふう
に地中化をしていったりとか、安らぎの場を、あえてつくるとか、意図してきちんとつ
くるということをやっている地域はありますので、そういうエリア全体としての設計、
空間も含めた設計が、今後必要になってくると思いますので、ぜひ、都市計画の担当者
として、そういう視点を今後の計画の中に反映をさせていただきたいと思います。

以上です。

説 明 沖本建築住宅課長 ～別紙

質 疑

○磯部委員

1点だけお伺いをいたします。

今の御説明の中の市営住宅の維持管理業務というところなんですが、私は、ちょっと
事務事業評価のシートから、最後の評価のところでは実施主体の妥当性というところで、
市営住宅の管理運営について、現在は市が実施していることが適切であるが、今後は指
定管理者制度などの民間活力を生かした手法の調査研究をする必要があると記載されて
ありました。

以前、私が、随分前ですけれども、周南市の事例を、状況を提案したことがあるんで
すけれども、やはり、この30年度の決算時の中で、さまざまな課題分析をされて来たん
であるんだろうなというふうに思っておりますので、今回の決算時にどういう課題を持
たれて、どういうふうな分析をされたのかということについて、この点について1点お
伺いしておきたいと思います。

○小野建築住宅課住宅担当課長

現在、県内で指定管理者制度を導入しているのは、山口県、それから、市で言いま
すと下関市、宇部市、周南市、岩国市でございます。

本市におきましても、これまでに導入自治体の状況や本市と同規模の県内自治体の動
向などを調査して、さまざまな角度から検討をしまいましたが、経費の縮減やサー
ビスの向上などについて検証を行う中で、費用対効果に対して疑義がある点や、受け皿
となる事業者の確保などの課題がありまして、今日までに指定管理者制度の導入に至っ

ていないというのが現状でございます。
以上でございます。

○磯部委員

調査研究をする必要があるというようなコメントだったので、やはりそういうものを、今後も調査しながら、そういう可能性も視野に入れて検討していくというお考えというふうに理解してよろしいでしょうか。

○小野建築住宅課住宅担当課長

この事務事業評価シートにありますとおり、市営住宅には住宅困窮者に低廉な家賃で住宅を提供するというセーフティーネットとしての役割のほか、高齢者や障害者などが安心して暮らせるような住宅を提供するという福祉的な役割もございます。

そういった面からは、福祉所管との連携がとりやすい直営での管理運営は、現在のところは適切であると考えております。

しかしながら、やはり指定管理者制度に限らず、民間の経営ノウハウを活用したり、業務の効率化やコストの縮減を図るということは有効な手段だと考えますので、引き続き近隣自治体や民間事業者の動向などを見ながら、調査研究は続けてまいりたいと考えております。

○磯部委員

了解いたしました。ありがとうございます。

○河村委員

民間アパートが物すごい、どの程度、30年度末で建っているかとか、そんなことは把握されています。

○小野建築住宅課住宅担当課長

申しわけございませんが、民間アパートについては、把握しておりません。
以上です。

○河村委員

よその市もいろいろ勉強されているというような話でしたから、よそでは、そういった住宅を扱うところと協定を結んで供給体制を、今、言われた元気な人はそういうところで、高齢者とかというところには市営住宅というようなこともあるんで、同じ考えるならその辺まで考えていただきたらと思います。

終わります。

○委員長

最後に、建設部所管分全体を通して、質疑のある方は、ご発言をお願いいたします。

○河村委員

159ページの下段、道路新設改良事務費のところの道路台帳整備委託料のところ、ちょっと道路台帳というのをお尋ねをしたいんですが、これは、一般会計と財務処理報告書の中に、道路橋梁などのインフラ資産が379億7,975万円というようなことで、要は道路を含めたものの値段を弾いている、金額を。

それが、恐らく道路台帳なんかにつながるんだと思うんですが、どういうものを、これ、載せるんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○酒向道路河川課長

道路台帳整備は、その前年度に道路整備をいたしました図面、あと数量等の整備をいたします。

30年度につきましては、1.1kmの整備延長とになっております。

以上でございます。

○河村委員

要は図面を確定をさせるといって、道路測量が入ってくる図面がと思うんですが、それはあれですか、ちゃんと測量した起点とか、そういうポイントも、皆、入っちゃうわけですね。

○酒向道路河川課長

測量の起点は、図面上に記入はございません。

○河村委員

起点は、例えば1 km先かもわからんから載らんかもわからんけど、そっから、起点から引っ張ってきた線からの延長線上でやっちゃうんじゃないの。全く、その起点とは関係なしに道路台帳というのはつくってやりよるわけ。

○酒向道路河川課長

路線の中で、地形や設計図書などをあわせて整備いたします。

○河村委員

道路台帳というものは、今、さっき言った、要は値段の基礎になるもんじゃないんかね。どうやって、今のこの379億7,975万円というのは、どうやって計算したんかね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○芳岡管理課長

申しわけございません。調べまして、別の機会に御報告させていただきたいと思えます。

○河村委員

163ページ、さっき言いかけたところなんですけど、中ほどの河川維持管理のところ、浸水対策業務委託のところ、浅江ポンプあるいは浅江排水路と、こう言われるんですが、これは、川口の水門のところのことを言うんですか。それとも、別なところを言うんですか。

○酒向道路河川課長

委員、仰せの場所でございます。

○河村委員

川口ですね。名前は統一していたほうがいいと思いますので、特に川口については、最も重要なところなんで、契約ものとかいろんなものがあるはずですから、名前の統一をお願いできたらと思います。

それから、下段の港湾施設管理事業の中で、水門管理委託料200万8,000円というのがあったんですが、戸仲排水路と枝虫・鳶の子と、こういうふうに言われたんですけど、戸仲排水路は、県がそのままやりよったというふうに解釈をしまして、あそこは自動的に排水ができる、要するに大雨等で、あるいは高潮というようなときには、自動的に排水できるという認識じゃったんですが、そうじゃなくて、市のほうで全部請け負って、委託されて請け負って管理しよるわけですか。

○芳岡管理課長

港湾費の港湾施設管理事業の水門管理委託料について御質問いただきました。

こちらの内訳を申しますと、委員仰せのとおり、虹ヶ浜の枝虫川、鳶の子川にかかる水門と、光井川にかかる排水路ゲートポンプ、これを合わせた業務管理委託料でございます。

戸仲の排水路につきましては、水位に応じて自動でスイッチが入るものではなく、手で開閉、並びにポンプの作動をさせるものでございます。

以上です。

○河村委員

地元説明会も、私、出たんですが、自動でという説明だったと認識をしちよるんですが、これは、じゃあ、誰がその操作をするんです。

○芳岡管理課長

操作は、県から市が委託を受け、さらに民間事業者に委託をしておるところでございます。

ます。

以上です。

○河村委員

市の職員じゃなくて、民間の事業者へ委託をする。じゃあ、それは何か契約ごとであるわけですね。そういう何か、もしも閉めんにやいけんとかというときには、どうするんですか。

自分が感知をするのか、それとも市のほうから連絡を入れるのか、そういったところも、ちょっとついでに教えてください。

○芳岡管理課長

ポンプの操作につきましては、運転するための水位が決まっておりますので、その操作水位を超えた場合には、ポンプを運転させることが可能となっております。

以上です。

○河村委員

ということは、民間事業者がその水位を見て、開けたり閉めたりすると、こういう理解でいいですか。

○芳岡管理課長

ポンプには、水位センサーが取り付けられていますが、その水位センサーの機能とポンプを事業者で操作をすることについては、改めて確認をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○河村委員

わかりました。結構、地元の方がうるさくて、随分説明会等で紛糾をしました。結構詳細について、いろんな話し合いができていたと思いますので、もしもそれに変更があるというんなら、やっぱり、きちっと何らかの形で説明をしなければいけないと思いますので、そのあたりのところの対応はお願いしたらと思います。

それから、165ページの中ほどの立地適正化計画策定委託料ということで、立地適正化の計画をいただいて、読んだだけでは、ぱっと、こう理解できなかつたんですが、たまたま視察に行った折に、そこで、今、その立地適正化計画の説明を受けて、ありゃ、うちでも聞いたんじゃないけど、頭に入らんかったのと、こう思ったことがあって、よくよく考えてみれば、そのコンパクトシティであり、ある意味で言えば僻地切り捨ての政策じゃったんですいね。

要は市民向けに、とりあえずは説明みたいなのをして、あれしましたが、わかりやすい何か、概要版のようなものというのはいないんですか。

○松並都市政策課長

計画書の概要版というようなものにつきましては、会議用としては作成をしておりますが、広く市民の方への周知としては活用しておりません。

以上でございます。

○河村委員

説明用として、もしあるとするならば、一回見せていただきたいと思いますし、もしそれがのみ込むのに早ければ、そっちのほうを出していただけたらなど。

というのは、土砂災害のレベルマップとか、今のハザードマップとかこういうふうになったときに、普通で考えるよりは、もっと重たいことを突きつけられておるわけです。そのことに対する、私らも認識が足らんかもわからんが、私らが足らんでから市民が足りるはずがないんで、もっとよくみんなで考えたほうがいいと思います。

それから、その下段の駐車場の事業のところ、南北の管理委託料で832万4,000円とこういうことでした。北側のほうは、駐車場が狭いから赤字なんで、無料化にしたらというような話もしたことがあるんですが、今、南側の駐車場で2泊とか3泊とか連泊したときに、領収証は発行しちよらんでね。それは、今、料金の管理というのは、どういうふうになっちょるんですか。

○松並都市政策課長

委託しております団体が、市の会計管理者口座に、日々入金をしている状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

ですから、当然、入金されると思います。その入金に当たってのチェックというのは、誰かがやりよるんですいね。要するに領収を発行して、その発行したものと照会というのが、どっかであるはずなんで、例えば3日あったから600円ということじゃないんですよ、今現状は。そういった分のときの領収方法というのは、どないなっちょるかなと。

○松並都市政策課長

御承知のように、夜7時から翌朝6時までには詰所に人がいない状態でございますので、例えば予定より延びて、日数が延びた車が、夜、出庫されるとき料金の支払いというのは、料金箱への投入をお願いしているような状況でございます。そうしたケースの場合、いわゆるチケットというのは渡せないという状況が生じております。

○河村委員

そうよ。それだけではなくて、今、言ったでしょ。2泊とか3泊とかするじゃないですか。あるいは1週間したとしようか。そうすると、6日分じゃけん1,200円払わない

けんわけです。じゃあ、そのときに1,200円の領収を出すかどうかという話よ。

○松並都市政策課長

入庫の際に6日間駐車するという申し出を受けて1,200円いただいたときには、そういう処理をしているところでございます。

以上です。

○河村委員

要するに、最初に申告したらそのとおりなんじゃけど、最初からその予定なんかわかりゃせんから、最初は200円払って入るのよね。急いじょるんやけん、駅に行くときには。

だけど、帰りは、夜帰る人もおろうけど、昼間帰る人もおって、帰るときにはお金を払って帰るんじゃけど、領収は出んのいね。僕はもろうたことないから。

だから、そういうものを含めて、要は管理をとというのは、お金をもろうたから、その分、ぱっとうこういうんじゃなくて、その後の整理をどうするかという話いね。

だから、不公平感というのは、今の機械系の料金徴収にすれば、そういうことがなくなるから、そういうことに早くしたらどうかと、こういう話をしよったと思いますよ、皆さんも。

だから、それは半分は雇用対策がありますとかというような、ないことはないと思いますけれど、管理を徹底するということは、ある意味で大事なことだろうと思っておりますので、お願いをしたらと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」